

3 避難行動のあり方について

検証項目

- ア 避難のあり方
- イ 要支援者への避難支援
- ウ 平時からの住民に対する周知

対応状況

ア 避難のあり方

台風接近前の10月11日に、早めの避難を促すため、市ホームページや防災メール等により、避難所開設(12日10時開設予定)及び注意喚起について周知した。また、翌12日には、気象情報・河川の水位状況に基づき、避難準備・高齢者等避難開始情報をはじめ、河川氾濫、土砂災害に関する避難勧告、避難指示を発令した。

イ 要支援者への避難支援

災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障がいのある方等については、「避難行動要支援者名簿」を作成し、平時より、自主防災組織、行政区、消防団、民生児童委員、警察機関等の関係者に対して名簿を提供し、避難が必要な時に孤立することを防ぐため、普段から地域の中で声掛けや見守り活動のほか、地区の防災訓練への参加など、災害時に円滑な避難誘導が行えるよう活用している。

なお、要支援者名簿は、年4回更新し、避難支援等関係者への情報提供については、年2回行っている。

【避難行動要支援者数内訳】令和2年2月末現在

区 分		避難行動要支援者	同意未取得者	同意取得者	同意率
1	要介護認定3～5を受けている者	4,773人	4,002人	771人	16.20%
2	身体障害者手帳1～2級を所持する者	6,539人	4,976人	1,563人	23.90%
3	知的障害者で療育手帳Aを所持する者	621人	499人	122人	19.60%
4	精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者	183人	169人	14人	7.70%
5	特定疾患医療受給者証を所持する者のうち医療処置を受けている者	56人	47人	9人	16.10%
6	その他市長が必要と認める者 ※新要件1～5を満たさないが、旧要援護者制度時から申請していた者も含む	4,973人	0人	4,973人	100.00%
避難行動要支援者合計 ※重複で要件満たす者もいることから、要件1～6の該当者の合計ではない		15,817人	8,749人	7,068人	44.70%

ウ 平時からの住民に対する周知

平時からの備えとして、ハザードマップの配布を行っているほか、出前講座などにより、防災に対する基礎的な知識の醸成を図っている。

- ・ハザードマップの配布
- ・市総合防災訓練での周知
- ・市ホームページへの掲載
- ・市広報紙への掲載
- ・防災講話や出前講座での周知
- ・防災士の養成
- ・地区防災計画の作成支援
- ・自主防災会等が行う防災訓練時に周知
- ・NTT防災タウンページへの掲載

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 避難のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車による避難が多く、避難所内の駐車場に不足が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難の分散化を図るため、長期的な滞在を目的とする「避難所」の他に、一時的に避難する避難場所(車への避難や民間施設の活用など)を併用した避難所開設に取り組む必要がある。 ▶ 自動車避難のあり方について、基本的な考え(高台や浸水想定区域外への避難の促進)を作成し、市民に周知する。(実施済) ▶ 市が開設する最寄りの避難所だけでなく、その避難所が使用できない場合を想定して別の避難所をあらかじめ検討したり、浸水想定区域外の親戚、知人宅へ避難することも避難方法のひとつであることを周知する。(実施済) ▶ 避難所の収容人数や駐車台数等の基本情報は、平時から市のホームページ等で情報を提供し、自分で避難所を選択できるようにする。(再掲) ▶ 災害時における避難所の受け入れ状況について、市ホームページや市防災メール等を通して、市民に周知し、避難所の分散化を図る。(再掲)

項目	課題	課題解決の方向性
ア 避難のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の中には、災害時にどのように行動すべきか知らない方がまだ多数いるのではないかと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害を防ぐには、行政だけの対応では不十分であり、地域住民の意識を変えることが重要であることから、地域の自主防災組織等と協力し、地区防災計画や地区ハザードマップの策定を積極的に働きかけていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災された方の多くは、「自分の地域が洪水等の被害に遭う」、あるいは、「自分が避難所に行く」とは考えておらず、平時からの災害に対する危機意識の醸成が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災マップや河川洪水ハザードマップに加え、避難行動判定フローを活用し、災害時に取るべき行動を取りまとめたマイタイムラインを作成し、早めの避難を行うなど、避難のあり方を含め、防災に関する意識の高揚と理解の促進に努める。(実施済) ▶ 災害時における防災活動について、企業側へ協力を要請する。 ▶ 大雨による災害を想定した、避難行動要支援者も含めた住民参加型の実践的な避難訓練を、台風が本格化する前に実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップが十分に浸透していないため、自分の地域の特性を把握していない住民が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難方法は、避難所に行くだけでなく、避難所や避難場所における「自動車避難」や、住宅が安全なら「在宅避難」、「親戚宅や友人宅への避難」など、多様な避難方法があることを周知すべきである。(実施済)
イ 要支援者への避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿登載情報の提供に係る同意率が低く、また、同意取得済であっても、避難支援者が確保できない方もいることから、地域関係者への情報提供が進まない状況となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高齢者には、ケアマネージャー等の事業者が一定割合関わっていることから、避難行動要支援者の同意取得に向けた協力依頼を行い、災害から身を守る意識を高めてもらう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の同意を得られない人の中には、他人に遠慮し、避難所に行くことを躊躇する人もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生児童委員や地域包括支援センター・地区保健福祉センター職員が日々の訪問活動の中で、同意取得に向けた制度内容の周知を図る。(実施済) ▶ 浸水想定区域等における福祉施設などの要配慮者利用施設については、水防法等に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を通して、十分な防災教育の実施に努める。(一部実施済)

項目	課題	課題解決の方向性
イ 要 支 援 者 へ の 避 難 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自力では避難できない本当に支援が必要な方は行政が支援し、それ以外の方は地域住民同士で対応するなど、市は個別具体的に支援計画を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者に対する、平時からの見守り体制を強化するとともに、地域や民間事業所等と連携を図りながら、個々の状況に応じた個別具体的な支援計画の作成促進に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿への登載に未同意の方に対する支援策を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ケアマネージャーや地域包括支援センター等と連携した取り組みを検討する。
ウ 平 時 か ら の 住 民 に 対 す る 周 知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の受け取り側である住民の災害に対する意識を改善していかなければ、避難行動には結びつかない。そのためにも、平時から、ハザードマップ等の周知を通して、災害に対する意識の醸成が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な場所の電柱等に、台風第19号の浸水表示をすることで、防災に対する意識の高揚を図る。 ▶ 住民の災害に対する意識を改善する方策のひとつとして、台風シーズン前や災害が起きた10月12日に、防災メール等を活用して、改めて地域の災害リスクについて周知を図る。 ▶ 携帯電話は市民の身近なツールであり、屋内外にかかわらず、どこでも情報入手が容易であることから、多くの市民に対し、防災メールの登録促進を図る。(再掲) ▶ 避難所の収容人数や駐車台数等の基本情報は、平時から市のホームページ等で情報を提供し、自分で避難所を選択できるようにする。(再掲) ▶ 自動車避難のあり方について、基本的な考え(高台や浸水想定区域外への避難の促進)を作成し、市民に周知する。(再掲) ▶ 市が開設する最寄りの避難所だけでなく、その避難所が使用できない場合を想定して別の避難所をあらかじめ検討したり、浸水想定区域外の親戚、知人宅へ避難することも避難方法のひとつであることを周知する。(再掲)

項目	課題	課題解決の方向性
ウ 平時からの住民に対する周知		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害を防ぐには、行政だけの対応では不十分であり、地域住民の意識を変えることが重要であることから、地域の自主防災組織等と協力し、地区防災計画や地区ハザードマップの策定を積極的に働きかけていく。(再掲) ▶ 防災マップや河川洪水ハザードマップに加え、避難行動判定フローを活用し、災害時に取るべき行動を取りまとめたマイタイムラインを作成し、早めの避難を行うなど、避難のあり方を含め、防災に関する意識の高揚と理解の促進に努める。(再掲)

アンケート結果

～水害リスクの認識～

◆ 台風第19号について

「たいした被害はないと思った」(36.2%)、「水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた」(42.7%)など、多くの市民にとって想定していなかった被害であったことがうかがえる。

項目	割合
たいした被害はないと思った	36.2%
暴風による被害を警戒していた	37.2%
水害が起きるかもしれないと思った	24.0%
水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた	42.7%
水害が起きるとしても住宅のかさ上げ等の対策をしていたので大丈夫と考えていた	10.5%
過去の水害の後に堤防強化などの対策がとられたので大丈夫と考えていた	4.0%
被害が出そうなので、台風の影響が強まる前に避難が必要と考えていた	10.0%
無回答	1.5%

◆ 雨が降り出す前の行動

「普段より詳しく気象に関わる情報を確認した」が69.5%と最も高く、次いで「家族・親戚と連絡をとり話をした」が37.2%、「食料や懐中電灯など非常時の物品を準備した」が36.6%となっている。

項目	割合
普段より詳しく気象に関わる情報を確認した	69.5%
家族・親戚と連絡をとり話をした	37.2%
友人・知人と連絡をとり話をした	17.5%
食料や懐中電灯など非常時の物品を準備した	36.6%
住宅の補強（窓ガラスの補強など）を行った	18.5%
家具や大切なものを上階や高いところに上げた	17.8%
ハザードマップを確認した	5.0%
避難所又は避難場所とそのルートを確認した	8.1%
外出の予定を変更した	8.1%
その他	4.7%
特になにもしていない	11.9%
無回答	0.7%

～台風第19号災害前の平時からの災害意識～

◆ ハザードマップの認識

「ハザードマップ（水害）を見て、内容も覚えていた」及び「ハザードマップ（水害）を見たことはあるが、内容までは覚えていなかった」がともに23.0%と最も高く、次いで「ハザードマップという言葉は知っているが、自分の住んでいる地域にあることを知らなかった」が22.3%となっている。

項目	割合
ハザードマップという言葉自体を知らなかった	9.1%
ハザードマップという言葉は知っているが、自分の住んでいる地域にあることを知らなかった	22.3%
ハザードマップ（水害）が自分の住んでいる地域に存在することを知っていたが、見たことはなかった	17.7%
ハザードマップ（水害）を見たことはあるが、内容までは覚えていなかった	23.0%
ハザードマップ（水害）を見て、内容も覚えていた	23.0%
住んでいる地域のハザードマップ（水害）はない	3.4%
無回答	1.5%

◆ 「避難場所」と「避難所」の違い

「何となく知っていた」が29.1%、「知っていた」が25.9%となっており、認知層は55.0%となっている。

項目	割合
知らなかった	43.8%
何となく知っていた	29.1%
知っていた	25.9%
その他	0.3%
無回答	0.8%

◆ 風水害時の避難計画

「災害時の避難方法・避難場所について明確に計画を立てていた」が2.5%、「計画まではなかったが、大まかな避難の場所や方法は考えていた」が29.7%となっており、避難について準備していた層は32.2%となっている。

項目	割合
自分が災害時に避難する必要があることを考えていなかった	35.6%
災害時の具体的な避難方法や避難場所についてほとんど考えていなかった	29.5%
計画まではなかったが、大まかな避難の場所や方法は考えていた	29.7%
災害時の避難方法・避難場所について明確に計画を立てていた	2.5%
無回答	2.6%

◆ 居住地域での防災訓練への参加

「参加したことがなかった」が70.0%と最も高い。「一度でも参加したことがある」は9.6%となっている。

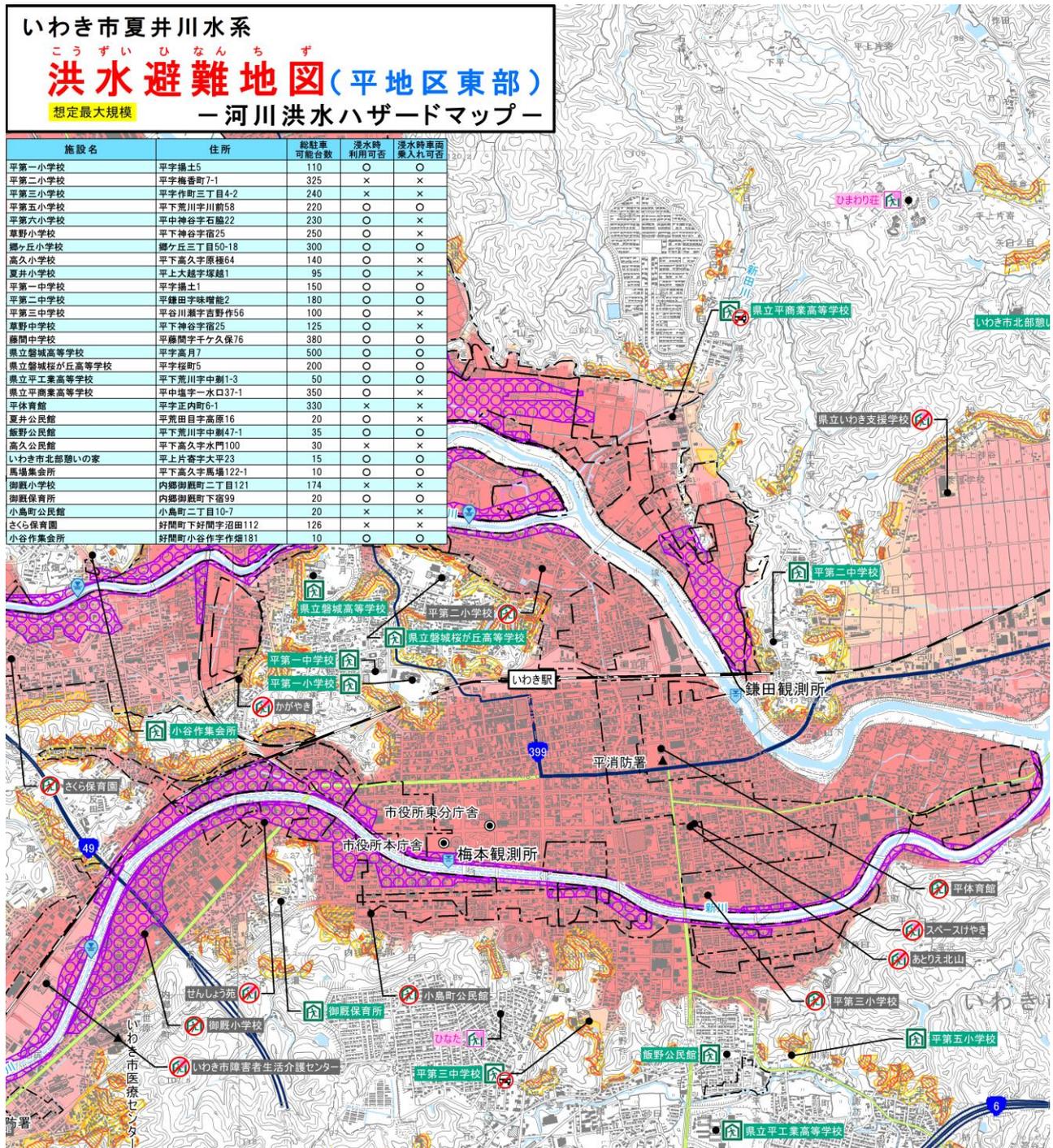
項目	割合
参加したことがなかった	70.0%
参加したことはめったになかった	3.5%
何年かごとに参加していた	3.9%
ほぼ毎年のように参加していた	2.2%
地域で防災訓練を行っていること自体を知らなかった	7.5%
地域で防災訓練は行っていない	10.6%
無回答	2.4%

◆ これまでの生活において防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会

「多少あった」が51.1%、「十分にあった」が8.7%となっており、防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会があった層は59.8%となっている。

項目	割合
なかった	37.8%
多少あった	51.1%
十分にあった	8.7%
無回答	2.4%

【いわき市河川洪水ハザードマップ（一部掲載）】



＜浸水深の目安＞

- 10.0m以上
- 5.0m～10.0m未満
(ビルの3階まで浸水する)
- 3.0m～5.0m未満
(2階が水没する)
- 0.5m～3.0m未満
(1階が水没する)
- 0.5m未満(床下浸水)
(大人の膝までつかる)

＜指定避難所＞

- 避難可能な施設
- 避難可能な施設
 浸水時車両の乗入れが不可能な施設
- 使用不可
 洪水のおそれがある時は
 避難不可能な施設
- 河岸侵食または、氾濫流により
 家屋が倒壊するおそれがある区域

＜福祉避難所＞

(要配慮者の方が利用する避難所)

- 避難可能な施設
- 使用不可
 洪水のおそれがある時は
 避難不可能な施設
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

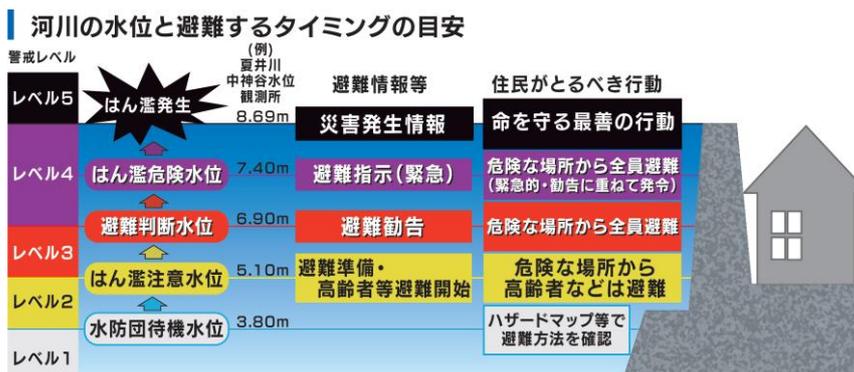
【災害時に慌てずに避難できるよう、
平常時に作成する「大雨（台風）対応マイ・タイムライン」】

大雨（台風）対応マイ・タイムライン

あなたの行動		事前の確認									
平時	<p>日頃から</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 防災マップ(河川洪水ハザードマップ等)を基に自分の住んでいる地域のハザード(洪水、土砂災害)を確認する ◎ 家族と避難場所を決めておく ◎ 非常持出品の準備をしておく ◎ 防災気象情報の確認方法を知っておく(テレビのdボタン・ラジオ等) <p>国土交通省 川の水位情報 検索</p> <p>福島県河川流域総合情報システム 検索</p> <p>(雨量・川の水位・土砂災害危険度が確認できます。)</p>	<p>いわき市河川洪水ハザードマップ・いわき市防災マップを確認</p> <p>※マップは、いわき市ホームページでも確認できます</p> <p>【いわき市防災情報サイト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災マップ・ハザードマップ <p>http://www.city.iwaki.lg.jp/</p> <p>Q あなたの住んでいる地域の危険は？</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域内 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域内 <p>※「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域」等の情報は、いわき市公式ホームページ又は、福島県公式ホームページからも確認できます</p>									
	<p>台風予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ マイ・タイムラインを確認する ◎ 防災気象情報を確認する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 雨量 <input type="checkbox"/> 川の水位 <input type="checkbox"/> 土砂災害危険度 	<p>Q あなたの自宅の想定される浸水深は？</p> <p>※河川洪水ハザードマップを確認または、国土交通省の地点別浸水シミュレーションで自宅の浸水シミュレーションを確認</p> <p>https://suiboumap.gsi.go.jp/</p> <p>Q あなたがとるべき避難行動は？</p> <p>※避難行動判定フローを確認</p>									
台風発生	<p>早期注意情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 非常持出品を確認する <p>大雨注意報 洪水注意報 強風注意報</p> <p>◎ 台風への対策をする</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 飛ばされそうな物の片づけ <input type="checkbox"/> 窓の施錠の確認 <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電 	<p>Q あなたの家族で決めた避難場所は？</p> <table border="1"> <tr> <td>第1候補</td> <td>移動時間</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>第2候補</td> <td>移動時間</td> <td>分</td> </tr> <tr> <td>第3候補</td> <td>移動時間</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>Q 非常持出品の準備は大丈夫？</p> <p>※リュックサックなどに入れておく</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食料・飲料水 <input type="checkbox"/> ライト <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 充電器 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> メガネ <input type="checkbox"/> 常備薬 <p>など</p>	第1候補	移動時間	分	第2候補	移動時間	分	第3候補	移動時間	分
第1候補	移動時間	分									
第2候補	移動時間	分									
第3候補	移動時間	分									
災害発生数時間前	<p>大雨警報 (土砂災害、浸水害) 洪水警報 暴風警報</p> <p>◎ 避難の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難経路の確認 <p>洪水：河川の水位がはん濫注意水位に到達 土砂：近隣で前兆現象の発見</p> <p>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難に時間を要する方とその支援者は避難を開始する 	<p>Q 避難するタイミングは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 <input type="checkbox"/> 警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急) <p>※万が一逃げ遅れた場合は、近隣の頑丈な建物や自宅内で安全を確保しましょう</p>									
河川氾濫・土砂災害発生	<p>より激しい降雨 土砂災害警戒情報</p> <p>洪水：河川の水位が避難判断水位に到達 土砂：土砂災害警戒情報の判定基準を超過</p> <p>警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難場所へ速やかに避難する【避難完了】 <p>警戒レベル5 災害発生情報</p> <p>大雨特別警報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる 	<p>Q いわき市防災メールは登録しましたか？</p> <p>登録は右のQRコードを読み取り、空メールを送信 仮登録のメールが届きます</p> <p>※迷惑メール設定をされている方は、 「city.iwaki.fukushima.jp」からのメールを受信可能に設定してください。</p> 									

※ いわき市河川洪水ハザードマップへ掲載

【河川水位に対する警戒レベル（5段階）】



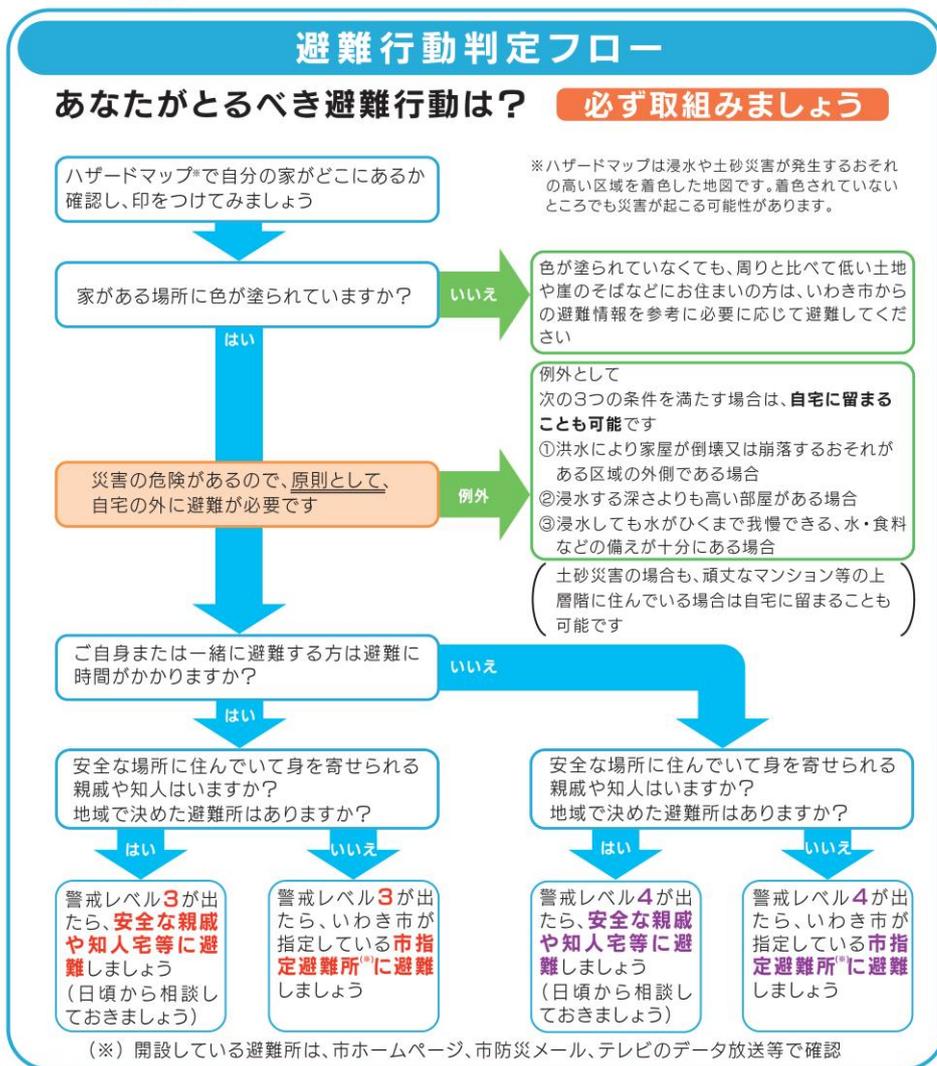
※ いわき市河川洪水ハザードマップへ掲載

【自らの命は自らが守る】意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を平常時に確認する「避難行動判定フロー」】

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう



※ いわき市河川洪水ハザードマップへ掲載

4 災害対策本部の対応について

検証項目

- ア 災害対策本部の設置・運営
- イ 地区本部
- ウ 災害対応

対応状況

ア 災害対策本部の設置・運営

いわき市水防計画に基づき、10月12日午前10時に「いわき市水防本部（7地区本部含む）」を設置し、河川氾濫、土砂災害等の警戒にあたった。その後、午後7時10分に新川氾濫の恐れに伴う「(警戒レベル4)避難指示(緊急)」の発令をもって、「いわき市災害対策本部（13地区本部含む）」に移行した。これに伴い、事務局機能を河川課から危機管理課に引継ぎ、災害対策本部統括班として、刻々と変わる災害状況、災害ニーズを踏まえ、災害緊急情報の伝達、避難指示等の発令、被害状況の取りまとめ、地区本部との連絡調整、自衛隊等への応援要請等の事務を行うとともに、市地域防災計画及び災害時における各部局の事務分掌等を定めた市業務継続計画（BCP）に基づき、全組織・職員で対応を図った。

イ 地区本部

災害対策本部と地区本部との連携強化及び情報共有を図るため、地区本部長会議を2回開催するとともに、災害対策本部会議資料等について、職員用パソコン上でのデータの共有化を図った。

また、平地区本部においては、甚大な被害を受けた平窪及び赤井地区に設置した現地対策事務所の運営を行い、地域の状況把握や各種情報の提供のほか、被災者のニーズに応じた支援物資等の配布に取り組んだ。

ウ 災害対応

市業務継続計画（配備体制表）に各職員の業務・役割等を位置付けており、必要人員に不足が生じた場合は、庁内及び他自治体等からの応援職員を配置し対応した。

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 災害対策本部の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部から災害対策本部への移行の際に混乱が生じないように、組織体制の見直しを図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型台風など、事前に大規模災害の発生が予想される場合は、円滑かつ効果的な災害対応を図る観点から、初動から災害対策本部を設置する。 災害対応にあたり、水防本部、災害対策本部の2つの体制があり、迅速な災害対応に支障や混乱が生じたことから、体制の統廃合（災害対策本部に一本化）について検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策事務所は被災地区における迅速な被災者支援等に有効であるものの、初めて設置した中で、本格的な支援活動の開始に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後、被災状況に応じて、現地対策事務所の設置を含め、被災地のニーズの把握と支援体制の構築に係る基準やマニュアル等を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> 発災後、速やかに災害対策本部を設置し、迅速かつ円滑な運営を行うための体制を見直す必要がある。 災対本部の運営において、中枢を担う災対統括部の役割は大きいことから、体制の充実強化を図るため、発災後速やかに、危機管理部門の経験のある職員を配置できる仕組みづくりを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置・運営マニュアルを整備する。 市業務継続計画に具体的業務・役割等を明確にした上で、業務毎に個別マニュアルを整備する。 台風第19号時における対応の経験と教訓を活かし、初動対応の迅速化、危機管理体制の充実・強化を図るため、災害対策本部における初期対応訓練を実施する。（実施済）（※7月4日に実施した訓練に関する意見はP58参照） 危機管理部門経験者のリストを作成し、災害状況に応じて、速やかに災対統括部に配置する。 各業務についても、経験者を配置できる仕組みを構築する。
	<ul style="list-style-type: none"> 一部の地域に大規模な被害が集中し、地区本部自体が被災するなど、発災直後の混乱により、災対各部及び各地区本部からの被害報告の取りまとめに時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> 災対各部等で作成する災害報告書様式を見直す。 円滑かつ迅速に、被害報告のとりまとめを行うための仕組みを構築する。 地区本部が被災した場合を想定し、代替施設を見直す。

項目	課題	課題解決の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応期から復旧・復興に向けては、災害対応業務の計画的な工程表が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災対統括部が初動対応期から復旧・復興に向けた取組みの全体像を把握するとともに、災対各部等が迅速・円滑に災害対応業務を進めるため、災害対応に係るタイムラインを作成する。 (実施済)
イ 地区本部	<ul style="list-style-type: none"> 発災後の初動対応期において、地区本部に対し、災害対策本部の取組み状況や会議資料の情報共有が図られず、連携不足が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災対本部と地区本部との連携強化及び情報共有を図るため、WEB上で地区本部が参画できる「テレビ会議システム」の導入を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 現場を指揮・命令する地区本部長を本庁に招集し、会議を行うことは、その間、指揮・命令権者が不在となり、迅速な災害対応に支障が生じることも想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害発生現場とその後の対応状況を地図上で共有できる「災害情報共有システム」の導入を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 平を除く地区については、支所を単位として支所長が地区本部長を担うことから、行政嘱託員や区長をはじめ、民生児童委員など地域の方々との日頃の関係性を生かした取組みが可能であるものの、平地区については、地域との関係性が薄い体制となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地区における災害復旧と生活再建に向けては、より迅速な災害対応が求められることから、地域との関係性のある部署の職員を配置する等、体制づくりを検討する。
ウ 災害対応	<ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する支援情報については、所管課毎に個人情報情報を保有・管理していることから、個々に対するきめ細やかな支援が困難となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者支援の漏れを防ぎ、きめ細やかな支援を行うため、被災者の支援情報を一元管理するシステムを構築する。
	<ul style="list-style-type: none"> 市地域防災計画では、避難所運営委員会（地区本部福祉班、施設管理者、行政区や自主防災組織等が主体となり結成）が食料等の調達に困難な在宅被災者に対し、消防団や民生児童委員、自主防災組織等の協力のもと、支援物資や食料品の配布等を行うことと規定されているが、断水等による避難所の他地区への統合を行ったため、地域性が薄れ、地域との連携による対応が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区関係者やボランティア団体等の協力を得ながら、避難所運営委員会を設置し、避難所を中心に在宅被災者に対する支援を行う。 ▶ 避難所運営委員会について、今後、改めて関係者に周知し、平時からの協力体制を構築する。 ▶ 防災訓練の際に、避難所運営委員会の設置を行う。

項目	課題	課題解決の方向性
ウ 災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所をはじめ、支所や現地対策事務所に直接訪れることができない在宅避難をしている高齢者等の要配慮者に対する支援体制が未構築である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市における支援体制を明確(市業務継続計画等への位置付け)にするとともに、自主防災組織、民生児童委員、消防団等地域の関係者の協力を得ながら、避難所等に直接訪れることができない要配慮者等に対する支援を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営や災証明発行等の特定の業務に人員不足が生じ、発災当初は人員確保に困難をきたした。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発災直後から発生する業務を整理し、あらかじめ人員を配置する仕組みを構築する。 ▶ 業務内容に応じて、民間委託の可能性について検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉部門に業務が集中し、職員の負担が大きいことから、新型コロナウイルス感染症対策の状況も踏まえ、整理する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉部門の業務を整理し、人員配置を含め、他部門との調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場で対応する職員を増やすとともに、リーダーとなる職員を配置する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 迅速な被災者支援に繋げるため、業務内容に応じて、可能な限り、リーダーとなる職員(経験者含む)を配置するとともに、現場の権限で判断・決定できる仕組みを構築する。

大規模水害対応タイムライン

発災前	初動対応期	応急対応期	復旧復興												
<p>台風最接近 予報24時間 ～48時間前</p> <p>警戒レベル3</p>	<p>12時間</p> <p>警戒レベル4</p>	<p>24時間</p> <p>警戒レベル5</p>	<p>48時間</p> <p>72時間</p> <p>1週間</p> <p>2週間</p> <p>7日</p> <p>14日</p> <p>2週間以上</p>												
<p>発災前</p>	<p>初動対応期</p>	<p>応急対応期</p>	<p>復旧復興</p>												
<p>対総括</p> <p>○事前の指示 (協定締結先への連絡、担当業務確認等)</p> <p>○災害対策本部設置</p> <p>○警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始発令</p> <p>○本部の運営</p> <p>○気象情報の収集・分析</p> <p>○気象情報の発信</p> <p>○県への報告</p>	<p>対総合政策</p> <p>(仮称) 情報連絡班</p> <p>○水防本部臨時会議 (協定締結先への連絡、担当業務確認等)</p> <p>○水防監視 (消防)</p> <p>○河川情報等の入手</p> <p>○河川情報等の発信</p> <p>○水防情報の伝達</p> <p>○コールセンターの設置</p> <p>○情報発信 (ホームページ掲載等)</p> <p>○情報の整理</p> <p>○警戒レベル4 避難勧告 (河川、土砂) 発令</p> <p>○リエゾンの参集・受入 (自衛隊、消防、警察、気象庁、東北電力、国土交通省等)</p> <p>○警戒レベル4 避難指示 (河川、土砂) 発令</p> <p>○警戒レベル5 災害発生</p>	<p>対総務</p> <p>○庁舎、支所の応急復旧</p> <p>○広域応援職員の連絡調整 (避難所、物資配布、健康管理感染予防等)</p> <p>○現地対策本部の設置</p> <p>○防疫保健衛生対策</p> <p>○入浴サービス</p> <p>○食料品、日用品等の配布</p> <p>○被災者総合相談窓口の設置</p>	<p>対消防</p> <p>○水防本部臨時会議 (協定締結先への連絡、担当業務確認等)</p> <p>○水防監視 (消防)</p> <p>○河川情報等の入手</p> <p>○河川情報等の発信</p> <p>○水防情報の伝達</p> <p>○コールセンターの設置</p> <p>○情報発信 (ホームページ掲載等)</p> <p>○情報の整理</p> <p>○警戒レベル4 避難勧告 (河川、土砂) 発令</p> <p>○リエゾンの参集・受入 (自衛隊、消防、警察、気象庁、東北電力、国土交通省等)</p> <p>○警戒レベル4 避難指示 (河川、土砂) 発令</p> <p>○警戒レベル5 災害発生</p>	<p>対土木</p> <p>○水防本部臨時会議 (協定締結先への連絡、担当業務確認等)</p> <p>○水防監視 (消防)</p> <p>○河川情報等の入手</p> <p>○河川情報等の発信</p> <p>○水防情報の伝達</p> <p>○コールセンターの設置</p> <p>○情報発信 (ホームページ掲載等)</p> <p>○情報の整理</p> <p>○警戒レベル4 避難勧告 (河川、土砂) 発令</p> <p>○リエゾンの参集・受入 (自衛隊、消防、警察、気象庁、東北電力、国土交通省等)</p> <p>○警戒レベル4 避難指示 (河川、土砂) 発令</p> <p>○警戒レベル5 災害発生</p>	<p>対総政</p> <p>(仮称) 情報連絡班</p> <p>○水防本部臨時会議 (協定締結先への連絡、担当業務確認等)</p> <p>○水防監視 (消防)</p> <p>○河川情報等の入手</p> <p>○河川情報等の発信</p> <p>○水防情報の伝達</p> <p>○コールセンターの設置</p> <p>○情報発信 (ホームページ掲載等)</p> <p>○情報の整理</p> <p>○警戒レベル4 避難勧告 (河川、土砂) 発令</p> <p>○リエゾンの参集・受入 (自衛隊、消防、警察、気象庁、東北電力、国土交通省等)</p> <p>○警戒レベル4 避難指示 (河川、土砂) 発令</p> <p>○警戒レベル5 災害発生</p>	<p>対福祉</p> <p>○避難所開設準備</p> <p>○避難所開設</p> <p>○帰宅困難者への支援</p> <p>○要支援者への避難支援</p>	<p>対地区本部</p> <p>○避難所開設準備</p> <p>○避難所開設</p> <p>○帰宅困難者への支援</p> <p>○要支援者への避難支援</p>	<p>対産業振興</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>	<p>対都市建設</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>	<p>対市民協働</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>	<p>対生活環境</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>	<p>対水道</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>	<p>対農林水産</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>	<p>対教育</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>	<p>対各部</p> <p>○被災者に対する応急対策</p> <p>○交通支援</p> <p>○災害ボランティアセンター設置準備</p> <p>○救護物資の受入配送管理</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p> <p>○被災者生活再建支援金の受付</p>
<p>【河川】・指定河川または水位周知河川の観測所で、避難判断水位に到達した場合 (状況により避難指示 (緊急))</p> <p>【土砂】・土砂災害警戒情報が発表され、さらなる降雨の継続により土砂災害発生危険度が高まった場合</p> <p>・土砂災害の前兆現象 (湧き水・地下水の濁り、浸流の水量の変化等) が発見された場合</p> <p>・大雨特別警報 (土砂災害) が発表された場合</p>		<p>【河川】・指定河川または水位周知河川の観測所で、避難判断水位を越え、氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、また、樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき</p> <p>【河川、土砂共通】</p> <p>・災害が発生する恐れが極めて高い状況等において、緊急又は重ねて避難を促す場合</p> <p>・避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>													

＜市水防計画書＞

第3章 水防本部等の設置

1 水防本部設置基準

水防管理者は、洪水等についての水防活動に備え、次の事態が生じたときからその危険が除去され、概ね水防活動が終了したと認められるまでの間、いわき市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

- (1) 法第16条による水防警報が通知されたとき。
- (2) 大雨、洪水の各気象警報及び特別警報が発表されたとき。
- (3) 高潮、波浪の各警報及び大雨、洪水、高潮、波浪の各注意報が発表され、諸状況を判断の上、設置の必要があると認めたとき。
- (4) その他、水防管理者が必要であると認めたとき。

2 地区水防部設置基準

各地区水防部長は、水防本部設置基準に準じて地区水防部を設置する。

第7章 水防活動体制

第6節 水防本部から災害対策本部への移行

気象警報が発表され、水防本部または地区水防部が設置されている場合、災害対策本部への移行は、次の基準による。

- 1 洪水予報河川及び水位周知河川等において、氾濫危険水位に到達し水防本部長により避難指示（緊急）が発令されたとき。
- 2 土壌雨量指数の基準超過に伴う土砂災害警戒情報が発表され、水防本部長により避難指示（緊急）が発令されたとき。
- 3 気象特別警報が発表され、水防本部長が体制の移行を必要であると認めたとき。

＜市地域防災計画＞

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営

3 災害対策本部及び災害対策地区本部の設置・廃止基準

(1) 設置基準及び設置場所

市長は、市の地域で次に掲げる事象が発生した場合は、ただちに災害対策基本法第23条の2に基づく災対本部を、また各支所には地区本部を設置する。

ア 職員の配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。

		配 備 内 容		
		配備時期	参集職員	災害対策本部
配 備 体 制	警 戒 体 制	気象警報（大雪、暴風、暴風雪（※））が発表された場合 台風等の接近により風水害の発生が予想される場合で危機管理監が必要と判断した場合	危機管理課長、各部非常連絡員（統括主幹等）、総合政策部（危機管理課、原子力対策課、ふるさと発信課）、土木部（河川課） その他各部長が指名する者、各災害対策地区本部（総務班）	各部各支所の連絡を密にし、災害対策本部第1配備体制に円滑に移行できる体制とする。
	第 1 配 備 体 制	風水害により、市内の一部で被害が発生した場合または発生が予想され、避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合 ※ 対象となるのは、災対本部及び避難準備・高齢者等避難開始を発表した地域を管轄する地区本部	（上記に加え） 危機管理監、総合政策部長、総務部長、保健福祉部長、こどもみらい部長、土木部長、教育部長、生活排水対策室長、危機管理課、原子力対策課の全職員、各部長が指名する者、地区本部長・副本部長及び各班長並びに福祉班員	災害対策本部を第1配備体制で設置し、状況に応じて第2配備体制に移行できる体制とする。

第2 配備 体制	風水害により、市内の広範囲で被害が発生した場合または発生が予想され、避難勧告を公表した場合 ※ 対象となるのは、災対本部及び避難勧告を公表した地域を管轄する地区本部	(上記に加え) 市長、副市長、代表監査委員、各部の部長・副部长、各班の班長・副班長、各地区本部の全職員	災害対策本部を第2配備体制で設置し、状況に応じて第3配備体制に移行できる体制とする。
第3 配備 体制	気象特別警報が発表された場合 風水害により市内の全域で被害が発生した場合	全職員(ただし、病休、休職、産休・育休及び出向中の職員を除く。)	災害対策本部を第3配備体制で設置し、全組織をあげて対応する。

※暴風警報及び暴風雪警報は、陸上を対象として発表された場合に限る。

※水防本部が設置されている場合は、当該配備体制による。

イ 災対本部は、市役所本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し機能を確保することができないときは、他の市有施設(第1順位は、消防本部4階会議室)に設置する。

ウ 地区本部は、文化センター(平地区本部)または各支所庁舎に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保することができないときは、他の市有施設に設置する。

(2) 水防本部から災害対策本部への切り替え

気象警報等が発表され、水防本部または地区水防部が設置されている場合、災害対策本部への切り替えは、次の基準による。ただし、地区本部の体制については、7つの水防地区本部体制を維持する。

ア 災害救助法が適用となる規模の災害が発生した場合または発生するおそれがあると市長が判断した場合

イ 気象特別警報が発表された場合で、水防本部長が災害対策本部の設置が必要と判断した場合

※ 避難所運営委員会について

市地域防災計画上、次のように規定されている。

(1) 避難所運営委員会の設置

ア 地区本部福祉班、施設管理者、行政区や自主防災組織等が主体となり避難所運営委員会を結成し、避難所内での活動場所の指定等の調整業務などを担当する。

イ 男女双方の要望や意見を反映させるため、避難所運営委員会に女性を含めるよう配慮する。

(2) 運営の協力

避難者は、避難所運営委員会の活動に協力するなど、自立した避難所運営に努める。

(3) 運営の手順

避難所運営の手順は、「避難所運営マニュアル」によることとするが、おおよそ以下のとおりである。

ア 避難者カード・個別支援調査表の配布

イ 避難者名簿の作成、地区本部への報告

ウ 要配慮者の把握(避難者カードと避難行動要支援者名簿との突合)

エ 居住区域の割り振り

オ 非常用食糧や毛布、日用品の請求、受取、配給

カ 在宅の要配慮者の状況把握

キ 避難所の運営状況の報告(毎日定時。その他適宜)

ク 避難所運営記録の作成

5 自助・共助・公助の役割について

検証項目

- ア 自助（市民の役割）
- イ 共助（地域の役割）
- ウ 公助（市の役割）

対応状況

ア 自助（市民の役割）

- ・ 市ホームページに防災情報サイトを設置し、市が発令する避難情報や開設する避難所等の情報、避難に関する行動などの自助・共助に関わる内容を基本として掲載するとともに、津波ハザードマップや防災マップの配布、市役所出前講座の実施等、様々な機会を通じて災害への備えや役割等について周知している。
- ・ 「住民参加型の訓練である市総合防災訓練の実施」、「広報紙等による防災メールの登録促進」などを通して、地域住民自らが地域の災害リスクや避難方法を再確認するよう、自助、共助による防災意識の向上に努めている。

イ 共助（地域の役割）

- ・ 全ての行政区に自主防災組織を整備することを目標に、同組織が未結成となっている行政区に対する働きかけを行っている。また、結成率が100%でない地区をカバーするために、(仮称)地区防災連絡協議会の設置を提案している。さらには、自主防災組織結成時に防災用の資機材の備蓄を行う場合に、当該資機材の購入に要する費用の補助を実施している。なお、平成27～28年度にかけて、市内3地区（平城山、小名浜玉川、内郷高坂）において、モデル事業として地区ハザードマップ及び地区防災計画を策定した。また、令和元年度には、勿来地区で1カ所、県事業を活用して当該計画策定に着手したが、台風第19号の影響により中断している。
- ・ 市総合防災訓練への参加協力や、消防本部の指導による防災訓練及び自主防災組織を対象としたリーダー研修会を実施している。
- ・ 平成27年度より、地域の防災力向上を図る観点から、地域の防災リーダーとなるべき者を育成する目的で防災士養成講座を開設しており、女性リーダーの育成にも努めながら、これまで合計304名が、防災士の認証を受けている。なお、各自主防災組織には、受講者の推薦等の協力をお願いしている。

【自主防災組織結成一覧表】令和2年4月1日現在

地区	行政区数 (A)	組織済 行政区 (B)	未組織 行政区数	行政区 結成率 (B/A)	組織数
平	118	114	4	96.61%	106
小名浜	113	88	25	77.88%	46
勿来	112	80	32	71.43%	69
常磐	75	42	33	56.00%	30
内郷	57	38	19	66.67%	25
四倉	44	44	0	100.00%	30
遠野	10	10	0	100.00%	13
小川	34	26	8	76.47%	16
好間	45	43	2	95.56%	21
三和	11	11	0	100.00%	11
田人	8	8	0	100.00%	9
川前	16	16	0	100.00%	16
久之浜・大久	13	13	0	100.00%	13
合計	656	533	123	81.25%	405

ウ 公助（市の役割）

- ・ 物資の提供や輸送等、災害対応時における様々な事項について、関係機関、団体等と応援協定を締結している。
- ・ 磐城国道事務所や地方気象台等の国の機関、いわき地方振興局やいわき建設事務所等の県の機関、その他、警察や消防団、自衛隊等の関係機関・団体の職員により構成される防災会議を設置しており、市地域防災計画の作成、改正及びその実施の推進に関することや、防災に関する重要な事項の審議等を行っている。

【災害時応援協定の締結状況】令和2年7月1日現在

1 自治体相互応援協定	10件
2 民間団体等との協定	80件
① 食料・飲料水・生活物資等	11件
② 輸送	2件
③ 通信・報道	4件
④ 電気関係	1件
⑤ 廃棄物等	2件
⑥ 医療関係	4件
⑦ 土木関係	5件
⑧ 福祉避難所	11件
⑨ その他	19件
⑩ 水道関係	6件
⑪ 消防関係	15件
合計	90件

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 自助 (市民の役割)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の結果によると、「ハザードマップ（水害）を見て内容も覚えていた」は23%であり、残り77%はハザードマップを知らなかったり、知っていても内容を覚えていなかったりと、各種防災情報の市民への周知は、まだ十分とは言えない。また、地域の防災訓練に「参加したことがなかった」が70%となっており、実際の災害を想定した実践的な訓練に参加を呼びかける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民が災害から身を守るため、日頃からテレビやラジオなどの気象情報に注意すること、また、事前に避難所や避難方法を確認し、非常持ち出し品を準備しておくことなど、平常時の備えの大切さについて、広報いわきや市ホームページ、さらには、市役所出前講座等を通じて、今後も啓発を図っていくべきである。 ▶ 住民参加型の訓練である市総合防災訓練を実施し、地域住民自ら地域の災害リスクや避難方法を再確認してもらうなど、自助、共助による防災意識の向上を図るべきである。
イ 共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の結成率は、100%に達していない状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していく。 ▶ 自主防災組織は、地域の共助の中核となり、地域防災力の強化に重要な役割を果たすことから、資機材補助の制度拡充や自主防災組織研修会などにより、その機能強化を図っていく。
	<ul style="list-style-type: none"> 地区ハザードマップや地区防災計画の策定については、モデル事業以後、手を挙げる地区が出てきておらず、新たな計画策定に至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区ハザードマップや地区防災計画の必要性について改めて働きかけるとともに、行政区長、民生児童委員等をはじめ、関係機関・団体等と連携を図りながら、自主防災組織からの相談に対応する体制や策定に際しての指導などの体制を整備する。 (※地区ハザードマップ、地区防災計画はP55～P57参照)

地区防災計画とは

地区住民が自発的に行う防災活動に関する計画であり、地区ハザードマップ等の作成を通じ、住民自らが地域の災害リスクや避難方法を確認するとともに、地域内での役割や協力体制を構築しながら、地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的として作成するもの。

項目	課題	課題解決の方向性
イ 共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士養成講座は、平成 27 年度以後、毎年開設しており、現在合計 304 人の防災士が存在するが、当初の目標である「全ての自主防災組織に 1 人以上配置」という状況には至っていない。また、防災士養成講座により資格を取得しても、地域における防災士の役割が明確ではなく、各防災士の活動に、温度差が見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災士の養成に努めるとともに、防災士資格取得者に対しては、日本防災士会福島県支部いわき地区会と連携を図りながら、フォローアップ研修、スキルアップ研修の実施を通して、さらなる専門的知識と技能の向上に努めていく。 ▶ 防災士の活動実態を踏まえ、地域における防災リーダーとしての役割を果たせるような仕組み作りについて検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士は幅広い知識が必要とされることから、平時から、市総合防災訓練への参加を通じて、様々な分野の関係者と交流する場を設けることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災士同士のネットワークを構築するとともに、市総合防災訓練等への参加を通じて、様々な分野の関係者と交流する機会について検討する。
ウ 公助 (市の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風第 19 号の際には、協定締結先との間で、夜間や休日における緊急連絡網などが未整備のものがああり、相手方との調整に時間を要するなど、迅速な災害対応に支障をきたした。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 庁内関係部署と連携し、協定の相手方と改めて非常時の連絡体制や応援要請の方法等について再確認し、情報を整理する。(実施済) ▶ 大規模災害の発生の恐れがある場合は、あらかじめ相手方と連絡をとり、支援内容について調整する。 ▶ 大規模災害に円滑かつ迅速に対応するためには、市単独では困難であることから、市における災害対応能力の向上を図るため、必要に応じて、民間企業のノウハウや専門性を活用するなど、あらゆる分野における協定の締結を促進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定先との支援内容に関して、事前に災害時を想定したシミュレーションを実施すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市総合防災訓練の場などを活用して事前の確認を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人などの要配慮者にも、災害に関する情報を的確に伝える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人などにも災害に関する情報が伝達されるよう、多言語サイトの構築等を行うほか、わかりやすい日本語による情報提供に努める。

＜市地域防災計画＞

1 自助・共助の基本

(1) 市民の役割

- ア 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、災害時の連絡体制の整備や地域のルールづくりを進め、災害に強い市民と地域を形成する。
- イ 災害に対する備えを常に怠らず、住宅等の浸水対策を行うなど安全性を確保するとともに、家族の7日分の食料、3日分の飲料水（1人あたり1日3ℓを目安）、暖房用燃料（灯油等）の一定数量の備蓄、自家用車の満タン給油などのほか、非常持ち出し品の準備、最寄りの避難所・避難場所の確認、災害時における家族の連絡方法の確認などに努める。
- ウ 災害時においては、隣近所が相互に協力して助け合い、災害や避難指示等の情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難にあたっては、障がい者や高齢者をはじめとした要配慮者への支援に努める。

(2) 自主防災組織の役割

- ア 日ごろから地域の危険箇所、避難経路、要配慮者の状況等を把握し、独自の防災マップの作成、活動用資機材の整備・点検等に努める。
- イ 組織の班編成や活動内容を明確にするとともに、市が実施する防災訓練への参加または独自の防災訓練の実施等を通じて消防団、企業等との連携を深め、地域の防災力の向上に努める。
- ウ 市の防災士養成講座や市役所出前講座等を活用し、防災に係る知識の習得に努めるとともに、防災訓練等を通じて地域住民への啓発等に努める。
- エ 災害時においては、被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出救助及び応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うとともに、避難所運営に協力するよう努める。

(3) 企業等の役割

- ア 災害対応を行うための組織や活動内容、対策の責任者等を明確にするとともに、災害発生時における従業員のとるべき行動、住民や自主防災組織等との連携による地域の防災活動への参加方法等について定める。
- イ 防災訓練や研修等の実施、市や地域の防災訓練等への参加を通じて、従業員の災害対応力の向上に努める。
- ウ 施設及び設備の安全性確保、消火・救出救助等に係る資機材等の整備、従業員が帰宅できないことを想定した1日分（3食）以上の食料や飲料水の備蓄に努める。
- エ 災害発生時においても企業活動を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するとともに、従業員等への周知に努める。
- オ 災害時においては、市や地域住民、自主防災組織等と連携して、被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出救助及び応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うよう努める。

2 公助の基本

(1) 市

基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

平城山地区防災計画の概要・特徴

■地域特性と予想される災害

地区の概要

地区の範囲	字 名：桜町の一部、城山、旧城跡、四軒町の一部、杉平、六間門 行政区：平 24 区
人口・世帯	約 600 世帯・3,020 人※
主な土地利用	住宅地、学校
指定避難所	県立磐城桜が丘高等学校、市立平第一小学校、市立平第二小学校
危険箇所等の指定状況	土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所
地区内の主な活動団体（防災関連）	「城山自治会」の「災害に強いまちづくり部会」をはじめ、「白寿会」（老人会）、「城遊会」（青年会）、「子供会」（小学生）、「あやめ会」（婦人会）が活動。この他、「消防団」、「民生・児童委員」の活動や、「結の会」（高齢者の見守り）、児童の登下校の見守りが存在。「県立磐城桜が丘高等学校」の「ボランティア部」はマップ作成等により普及・啓発を実施。

※「いわき市の推計人口統計」による（H28.4 現在。集計単位上、周辺の字を含む）

地区の位置

○いわき市の中心的な位置づけの平地区に含まれ、JR 常磐線の北側に位置する地区。主な土地利用は住宅地、学校。
○地区全体が旧磐城平城の城跡で、一部にはかつての濠などが残り、起伏が大きい地形。

地区の歴史

○旧磐城平城の城下町として、現在も地名・町名が残る歴史ある地区。
○明治以降は、廃藩置県により個人所有の住宅地になったほか、「学制」発布により、現在の県立磐城桜が丘高等学校等の中等教育機関が地区内に整備。

防災上の課題

【災害リスク】

○過去から風水害による浸水や崖崩れ等が発生、土砂災害警戒区域等の指定があり安全確保が必要。
○古い木造家屋が多く、火災予防や耐震化の対策が必要。
○狭あい道路や坂道が多いほか、強風時には倒木も発生。消防車等の緊急車両の通行に支障が出る恐れ。

【災害発生直前・発生時の避難行動の確立】

○避難経路に坂道が含まれ、不安の声あり。夜の場合の考慮、自宅待機や身近な場所での安全確保、お年寄りへの早めの避難呼びかけ等の確立が必要。

○この他にも、【避難生活での助け合い】【日頃からの対応の強化】が必要。

■活動の方針と計画

活動方針

- 健康長寿のまちづくり
- 二城山自治会の「5つのまちづくり」＝
- 人をつなぎ、地域をつなぐまちづくり
- 災害に強いまちづくり
- 地域で子どもを守るまちづくり
- 城山らしい環境のまちづくり

取り組みの体制

○城山自治会の災害に強いまちづくり部会を中心として、自治会内の他のまちづくり活動や補助団体等と連携して防災活動を実施。
○過去に自主防災会会員を募集した経緯があるが、今後、要支援者への支援や子どもたちの協力など、具体的な行動を意識しながら役割や活動を構築。

日頃の取り組み

○（災害時の）情報収集方法の確認、非常持出品や備蓄の準備、防災訓練、活動体制の整備、連絡体制の整備、要支援者の連絡・支援体制の準備、防災マップの継続的な見直し等、避難ルートの確認、指定避難所等の確認、食料等の備蓄、救助技術の取得、火災対策、倒木対策に取り組み。
○連絡体制については、顔が見える関係づくりを目的に、区長・副区長・班長・組長の電話帳を作成し、共有範囲は班で協議して決定。土砂災害警戒区域での災害発生時の連絡網を、区長や該当区域のリーダーや該当者で構築。
○要支援者の連絡・支援体制については、一人暮らしの高齢者を把握し、サポート一ターを決めて支援。高齢者の 2 人暮らしの場合においては、可能な場合片方が支援するものとし、無理な場合はサポート一ターを定めて対応。

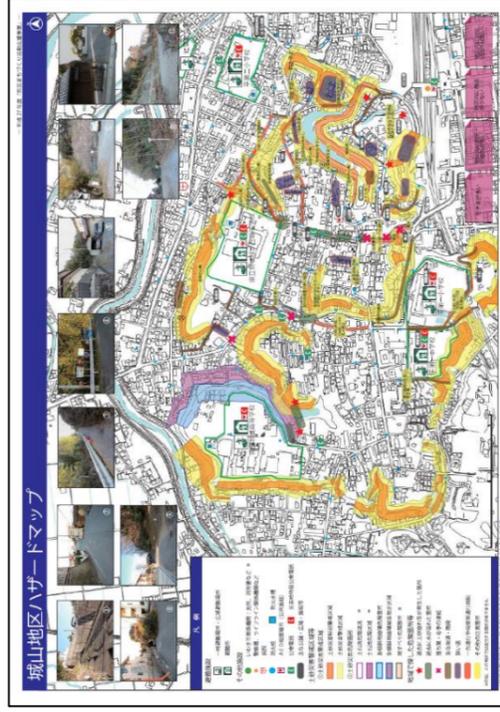
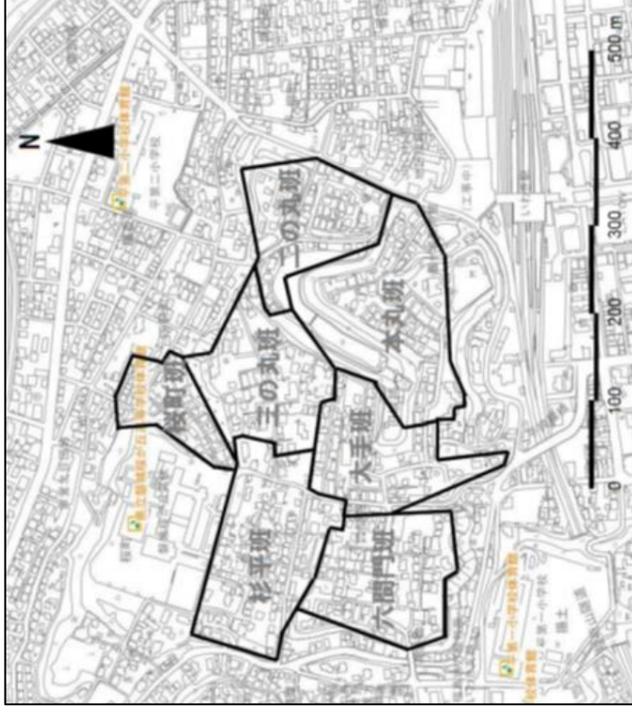
■災害時の活動

○まずは身を守る重要な「地震の場合」と、早めの行動が重要な「風水害・土砂災害の場合」に分けて、時間経過に沿って記載。

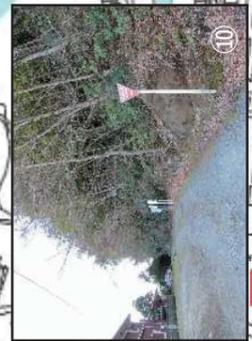
○【地震の場合】は、①初動行動、②出火防止・初期消火、③救出・救護、④避難、⑤指定避難所等の開設、⑥指定避難所等の運営、に分けて具体的な行動を記載。
○【風水害・土砂災害の場合】は、①発災前の行動、②避難のタイミング、③避難、④指定避難所等の開設、⑤指定避難所等の運営、に分けて具体的な行動を記載。
○夜の発災時の指定避難所の対応は、今後手順を明確化。
○日頃のコミュニティの中心である「城山公民館」の活用可能性や活用手順についても言及。

■実践と検証

○地区住民が災害時に防災活動を実践できるよう、毎年 11 月 5 日近辺に「城山自治会防災訓練」を実施。
○本計画を継続して管理、見直すこととし、見直しの際は、城山自治会が市へ報告。

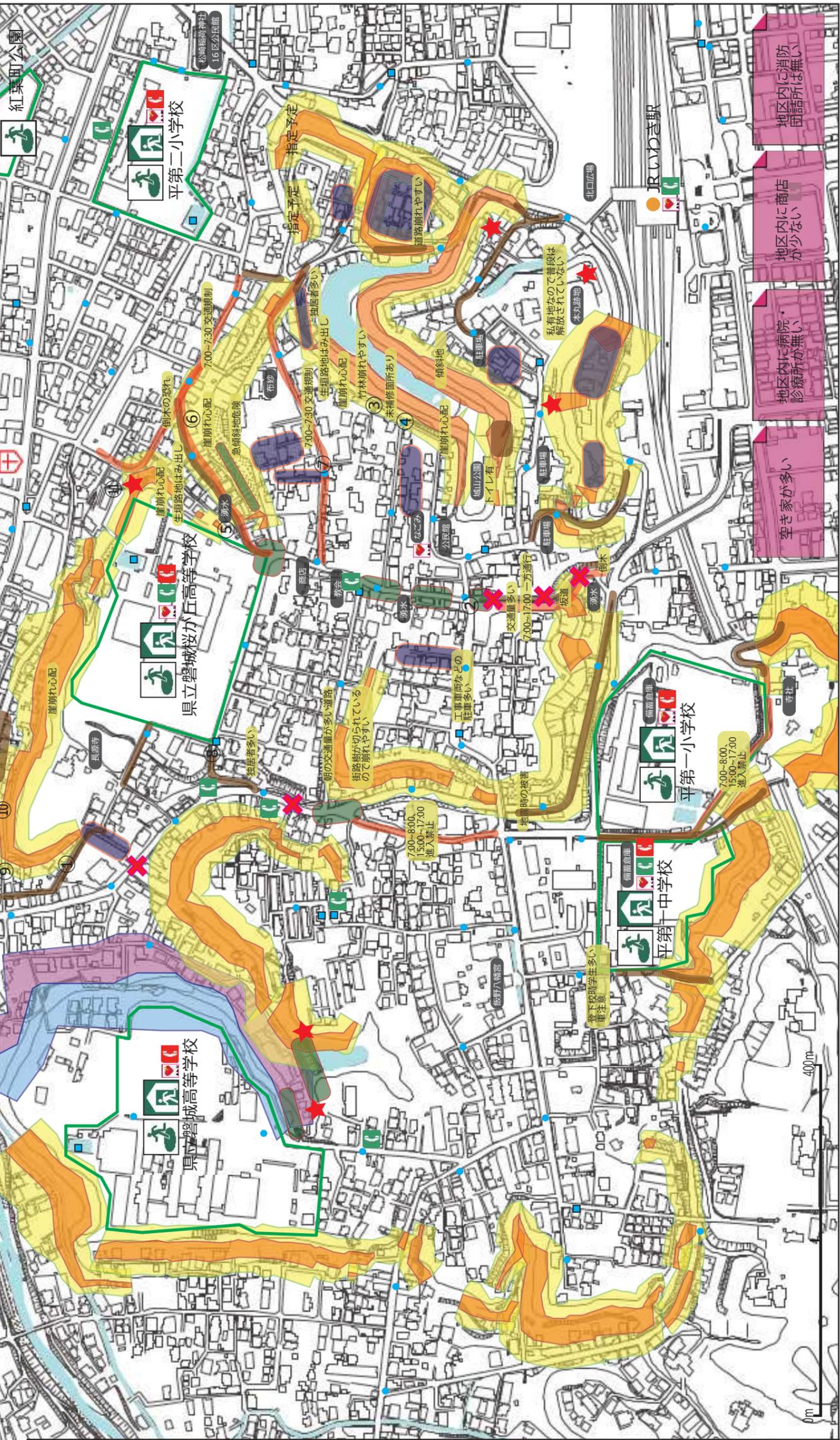


城山地区ハザードマップ



凡例

- 避難施設**
- 一時避難場所・広域避難場所
 - 避難所
- その他施設**
- いわき市関係機関：支所、消防署など ※
 - 警察署、ライフライン関係機関など
 - 病院
 - 消火栓
 - AED 設置場所 (公共施設)
 - 公衆電話
 - 主な公園・広場・施設等
- 土砂災害警戒区域等**
- ① 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 土砂災害警戒区域
 - ② 土砂災害危険箇所
 - 土石流危険渓流 ※
 - 土石流危険区域 ※
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 急傾斜地崩壊被害想定区域
 - 地すべり危険箇所 ※
- 地域で探した危険箇所等**
- 過去に土砂崩れ等が発生した箇所
 - 過去に水が溢れた箇所
 - 落ち葉・冬季の凍結
 - 急な坂道・階段
 - 狭い道
 - 一方通行や時間帯通行規制
 - その他の注意箇所
- ※印は、この地区では該当する箇所がありません



避難施設

< 県立磐城桜が丘高等学校 >
所在地：平学桜町5



< 県立磐城高等専門学校 >
所在地：平学高月7



< 平第一中学校 >
所在地：平学揚土1



< 平第一小学校 >
所在地：平学揚土5



その他の主な施設

城山公民館



なごみ



福音教会



家族や友人の連絡先

災害時の安否確認のために、家族や友人、ご近所の方などの連絡先を記入しておきましょう。

名前	
住所	
電話番号	
メール	
名前	
住所	
電話番号	
メール	
名前	
住所	
電話番号	
メール	
名前	
住所	
電話番号	
メール	

災害用伝言ダイヤル（固定電話からの利用）

1 7 1 をダイヤル

録音は 再生は

1 2

ご自宅の固定電話番号を入力

0 2 4 6 X X X X X X X

ガイダンスに従って録音または再生して下さい。
※携帯電話やPHSの番号は、登録番号として利用できません。

携帯からの災害用伝言版

利用方法を確認して、事前に準備しておきましょう。携帯各社で専用のアプリを用意しています。普段から確認・使用していることで、万が一の時にも迷わず利用できます。



QRコード読み取りアプリで、利用している携帯会社のQRコードをかざすと、利用方法が確認できます。

読み取りアプリがない場合は、iPhoneは「AppStore」から、Androidは「Google play」から「QRコード」で検索してインストールします。携帯電話の場合はカメラ機能の項目に備わっているが、各社の携帯アプリから検索できます。

非常持ち出し袋の点検

避難時に持ち出すものを書きだしておきましょう。

チェック!

- 現金（公衆電話用の10円玉も）、預金通帳、キャッシュカード
- 健康保険証、運転免許証、学生証・社員証、マイナンバーカード
- 携帯電話、ラジオ、懐中電灯、予備の電池、充電器
- 筆記用具（ペン、メモ帳）
- 水、食糧（日頃のお菓子等）、常備薬、救急セット、お薬手帳
- 防災頭巾かヘルメット、マスク、軍手、万能ナイフ、ライター、ビニール袋
- 下着、タオル、ウエットティッシュ、トイレットペーパー、使い捨てカイロ
- 洗面用具（歯ブラシ、ひげそり等）、旅行用スリッパ、ペット用品（吸水・脱臭用）

季節に合った衣類はありますか？

ラジオや懐中電灯は動作しますか？

乾電池やバッテリーは使用可能ですか？

6 検証項目に関連した主な意見について

- (1) 堤防の強化や川底に堆積した土砂の撤去等の河川改修については、県の所管であり、当委員会とは別の対応となるが、市も状況を把握し、県と一緒に取り組んでほしい。
- (2) り災証明書の発行体制をあらかじめ構築し、速やかに発行に努めるべきである。また、二次調査も含め、り災の判定基準の見直しについて、国などに対し、働きかけてほしい。
- (3) 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」については、被災者の視点に立ち、応急修理の対象範囲や限度額等について、実態に即した対応となるよう、国などに対し、働きかけてほしい。
- (4) 国では、「被災者生活再建支援法」の拡充方針を固め、住宅が半壊した一部の世帯にも支援金を支給することだが、台風第19号の被災者にも遡及して適用するよう、国などに対し、働きかけてほしい。
- (5) 被災地に住民票がない場合、被災地に居住していたことを証明する方法の一つとして、区長と民生委員から居住証明書をもらう方法があるが、居住証明書については、任意様式で混乱が生じたことから、様式の統一化を図るとともに、被災者への周知を十分に行ってほしい。
- (6) 現地対策事務所の運営は、職員だけでなく、職員OBなどの専門的見地を持った方を配置した方がよいのではないか。
- (7) 在宅被災者に対する支援に関して、カーシェアリングサービスの提供等を行ったとあるが、それぞれの支援がニーズを満たしていたのか再確認してほしい。
- (8) いわき市への転入者に対しては、窓口でハザードマップを配布し、周知を図っていくべきである。
- (9) 小中学生の防災教育に力を入れるべきである。
- (10) 令和2年7月4日に開催した市総合防災訓練への意見
 - ・ 突発的な事象を盛り込み、実際の災害を想定した実動型の訓練を実施すべきである。
 - ・ 伝達方法や情報共有の仕組みを工夫する必要がある。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた分散避難という観点でも訓練を実施すべきである。
 - ・ コロナ禍においても、住民が参加できる防災訓練を実施すべきである。

※ 当委員会において、検証項目に関連して上記の意見が出されたことから、これを参考として、今後の災害対策等にあたり、対応されたい。

第4章 資料

【資料1】被災者アンケート

検証委員会では、次の被災者アンケートの結果や意見等も踏まえながら検証を行った。

問1. あなたの年齢について教えてください

項目	人数	割合
10代	1	0.0%
20代	62	2.3%
30代	195	7.2%
40代	378	13.9%
50代	447	16.4%
60代	685	25.1%
70代	623	22.9%
80代以上	327	12.0%
無回答	6	0.2%

問2. あなたの性別（自認する性）を教えてください

項目	人数	割合
男性	1,910	70.1%
女性	801	29.4%
無回答	13	0.5%

問3. 台風第19号が発生した10月12日時点で、あなたを含めて同居家族は何人でしたか

項目	人数	割合
1人	604	22.3%
2人	887	32.8%
3人	593	21.9%
4人	357	13.2%
5人	160	5.9%
6人	64	2.4%
7人以上	38	1.4%

問4. 台風第19号が発生した10月12日時点で、あなたを含めた同居家族の中に、以下のような方々はいらっしゃいましたか（いくつでも）

項目	人数	割合
乳幼児	220	8.1%
小学生	245	9.0%
中学生	166	6.1%
高校生	187	6.9%
75歳以上の方	623	22.9%
介護・介助が必要な方	256	9.4%
妊産婦	17	0.6%
当てはまる人はいない	1,304	47.9%
無回答	135	5.0%

問5. 台風第19号が発生した10月12日時点での、あなたのご職業を教えてください

項目	人数	割合
給与所得者（フルタイム）	1,047	38.4%
自営業	242	8.9%
臨時社員、職員・パート・アルバイトなど	230	8.4%
専業主婦／主夫	55	2.0%
年金生活者	631	23.2%
無職	415	15.2%
学生	2	0.1%
その他	66	2.4%
無回答	36	1.3%

問6. 台風第19号が発生した10月12日に、あなたがお住まいになっていたご自宅は以下のどれですか

項目	人数	割合
平屋	546	20.0%
2階建ての一軒屋	1,636	60.1%
3階建ての一軒屋	8	0.3%
集合住宅の1階	348	12.8%
集合住宅の2階	80	2.9%
集合住宅の3階以上	10	0.4%
その他	44	1.6%
無回答	52	1.9%

問7. あなたがお住まいになっていたご自宅は、どのような造りですか

項目	人数	割合
木造	2,156	79.1%
鉄筋コンクリート	134	4.9%
鉄骨造	243	8.9%
その他	38	1.4%
分からない	101	3.7%
無回答	52	1.9%

問8. あなたは以下の台風・豪雨の災害を経験しましたか

- ・ 昭和61年8月豪雨（8.5水害）

項目	人数	割合
経験しなかった	1,229	45.1%
経験したが特に被害はなかった	965	35.4%
家屋の一部に被害があった	146	5.4%
家屋に大きな被害があった	55	2.0%
無回答	329	12.1%

- ・ 平成元年台風13号

項目	人数	割合
経験しなかった	1,137	41.7%
経験したが特に被害はなかった	1,078	39.6%
家屋の一部に被害があった	164	6.0%
家屋に大きな被害があった	55	2.0%
無回答	290	10.6%

・平成10年8月末豪雨

項目	人数	割合
経験しなかった	1,091	40.1%
経験したが特に被害はなかった	1,180	43.3%
家屋の一部に被害があった	105	3.9%
家屋に大きな被害があった	29	1.1%
無回答	319	11.7%

問9. あなたは、今まで災害によって被害を受けたり、身近に危険を感じたりしたことはありますか（いくつでも）

項目	人数	割合
地震	2,379	87.3%
津波	227	8.3%
台風（暴風雨）	1,250	45.9%
豪雨	849	31.2%
河川の氾濫	1,252	46.0%
土砂崩れ・崖崩れ	119	4.4%
高潮	10	0.4%
豪雪	65	2.4%
雪崩	5	0.2%
火山噴火	3	0.1%
落雷	206	7.6%
竜巻	48	1.8%
ガス爆発	18	0.7%
火災	203	7.5%
その他	86	3.2%
被害や危険を感じたことは無い	109	4.0%
無回答	69	2.5%

問10. 台風第19号発生前、あなたがお住まいの地域で洪水・浸水などの水害が発生すると思っていましたか

項目	人数	割合
被害を受けるような水害は絶対に起きないと思っていた	399	14.6%
被害を受けるような水害はたぶん起きないだろうと思っていた	1,509	55.4%
21世紀中に起きそうだと思っていた	88	3.2%
ここ10年くらいの間には起きそうだと思っていた	185	6.8%
近いうちに起きそうだと思っていた	349	12.8%
水害が起こる場所とは知らなかった	157	5.8%
無回答	37	1.4%

問11. あなたのお住まいの地域の「ハザードマップ（水害）」を台風第19号発生前に見たことがありましたか

項目	人数	割合
ハザードマップという言葉自体を知らなかった	249	9.1%
ハザードマップという言葉は知っているが、自分の住んでいる地域にあることを知らなかった	608	22.3%
ハザードマップ（水害）が自分の住んでいる地域に存在することを知っていたが、見たことはなかった	481	17.7%
ハザードマップ（水害）を見たことはあるが、内容までは覚えていなかった	626	23.0%
ハザードマップ（水害）を見て、内容も覚えていた	627	23.0%
住んでいる地域のハザードマップ（水害）はない	93	3.4%
無回答	40	1.5%

問12. あなたは「風水害時の避難場所」と「風水害時の避難所」の違いについて、台風第19号発生前に知っていましたか

項目	人数	割合
知らなかった	1,194	43.8%
何となく知っていた	792	29.1%
知っていた	706	25.9%
その他	9	0.3%
無回答	23	0.8%

問13. あなたは「風水害の避難場所」について、台風第19号発生前に知っていましたか

項目	人数	割合
自分が避難場所に行く必要があることを考えたことはなかった	1,158	42.5%
避難場所に行く必要があることは知っていたが、避難場所がどこか知らなかった	445	16.3%
「たぶんここだろう」という見当はついていた	752	27.6%
広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた	338	12.4%
無回答	31	1.1%

問14. あなたは「風水害時の避難所」について、台風第19号発生前に知っていましたか

項目	人数	割合
自分が避難所に行く必要があることを考えたことはなかった	1,321	48.5%
避難所に行く必要があることは知っていたが、避難所がどこか知らなかった	467	17.1%
「たぶんここだろう」という見当はついていた	645	23.7%
広報・ハザードマップ・訓練などで正確に知っていた	252	9.3%
無回答	39	1.4%

問15. あなたは「風水害時の避難計画」を、台風第19号発生前に立てていましたか

項目	人数	割合
自分が災害時に避難する必要があることを考えていなかった	971	35.6%
災害時の具体的な避難方法や避難場所についてほとんど考えていなかった	804	29.5%
計画まではなかったが、大まかな避難の場所や方法は考えていた	809	29.7%
災害時の避難方法・避難場所について明確に計画を立てていた	68	2.5%
無回答	72	2.6%

問16. あなたは「お住まいの地域での防災訓練」に、台風第19号発生前に参加したことがありますか

項目	人数	割合
参加したことがなかった	1,907	70.0%
参加したことはめったになかった	94	3.5%
何年かごとに参加していた	106	3.9%
ほぼ毎年のように参加していた	59	2.2%
地域で防災訓練を行っていること自体を知らなかった	205	7.5%
地域で防災訓練は行っていない	288	10.6%
無回答	65	2.4%

問17. あなたは、台風第19号発生前に気象に関する以下の用語を知っていましたか
(いくつでも)

項目	人数	割合
大雨警報	2,504	91.9%
大雨特別警報	1,818	66.7%
洪水警報	2,326	85.4%
暴風警報	2,169	79.6%
土砂災害警戒情報	2,066	75.8%
知らなかった	58	2.1%
無回答	65	2.4%

問18. あなたは、台風第19号発生前に住民避難に関する以下の用語を知っていましたか
(いくつでも)

項目	人数	割合
避難準備・高齢者等避難開始	1,842	67.6%
避難勧告	2,240	82.2%
避難指示(緊急)	1,994	73.2%
警戒レベル3(高齢者等はすみやかに避難)	1,557	57.2%
警戒レベル4(すみやかに避難)	1,545	56.7%
警戒レベル5(災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる)	1,439	52.8%
知らなかった	187	6.9%
無回答	87	3.2%

問19. あなたは、これまでの生活において防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会があったと思いますか

項目	人数	割合
なかった	1,031	37.8%
多少あった	1,391	51.1%
十分にあった	236	8.7%
無回答	66	2.4%

問20. 問19で「多少あった」又は「十分にあった」を選んだ方は、これまでの生活において防災に関する知識を得る機会や学ぶ機会を活用していましたか

項目	人数	割合
活用しなかった	681	41.9%
多少活用した	751	46.2%
可能な限り活用してきた	140	8.6%
無回答	55	3.4%

〈台風第19号が上陸した10月12日、雨が降る前のあなたの行動についてお尋ねします〉

問21. あなたは雨が降り出す前には、台風第19号についてどのように考えていましたか（いくつでも）

項目	人数	割合
たいした被害はないと思った	986	36.2%
暴風による被害を警戒していた	1,012	37.2%
水害が起きるかもしれないと思った	653	24.0%
水害が起きるとしても過去に経験した範囲に収まるだろうと考えていた	1,163	42.7%
水害が起きるとしても住宅のかさ上げ等の対策をしていたので大丈夫と考えていた	285	10.5%
過去の水害の後に堤防強化などの対策がとられたので大丈夫と考えていた	110	4.0%
被害が出そうなので、台風の影響が強まる前に避難が必要と考えていた	273	10.0%
無回答	41	1.5%

問22. あなたは台風第19号の情報を雨が降り出す前にはどこから入手していましたか（主な入手源を3つまで）

項目	人数	割合
テレビ	2,446	89.8%
ラジオ（自治体が貸与する防災ラジオは含まない）	325	11.9%
新聞	288	10.6%
スマートフォンのアプリ	729	26.8%
市町村が発信する防災メール（エリアメール）	1,034	38.0%
市町村が発信する防災メール（登録メール）	258	9.5%
戸別受信機（自治体が貸与する防災ラジオを含む）	4	0.1%
防災行政無線（屋外スピーカー）	25	0.9%
家族・友人・知人等	611	22.4%
消防団・自主防災組織・民生委員等	140	5.1%
インターネット	546	20.0%
SNS（Twitter, facebook, LINEなど）	180	6.6%
その他	18	0.7%
情報は入手していなかった	9	0.3%
覚えていない・分からない	5	0.2%
無回答	32	1.2%

問23. あなたは台風第19号の情報を雨が降り出す前にはどこから入手していましたか（最も重視したもの）

項目	人数	割合
テレビ	1,182	43.4%
ラジオ（自治体が貸与する防災ラジオは含まない）	40	1.5%
新聞	2	0.1%
スマートフォンのアプリ	109	4.0%
市町村が発信する防災メール（エリアメール）	226	8.3%
市町村が発信する防災メール（登録メール）	46	1.7%
戸別受信機（自治体が貸与する防災ラジオを含む）	0	0.0%
防災行政無線（屋外スピーカー）	4	0.1%
家族・友人・知人等	108	4.0%
消防団・自主防災組織・民生委員等	23	0.8%
インターネット	103	3.8%
SNS（Twitter, facebook, LINEなど）	26	1.0%
その他	14	0.5%
情報は入手していなかった	0	0.0%
覚えていない・分からない	0	0.0%
無回答	841	30.9%

問24. 台風第19号に対して、雨が降り出す前に何らかの行動をしていましたか（いくつでも）

項目	人数	割合
普段より詳しく気象に関わる情報を確認した	1,893	69.5%
家族・親戚と連絡をとり話をした	1,014	37.2%
友人・知人と連絡をとり話をした	478	17.5%
食料や懐中電灯など非常時の物品を準備した	997	36.6%
住宅の補強（窓ガラスの補強など）を行った	503	18.5%
家具や大切なものを上階や高いところに上げた	486	17.8%
ハザードマップを確認した	136	5.0%
避難所又は避難場所とそのルートを確認した	222	8.1%
外出の予定を変更した	220	8.1%
その他	129	4.7%
特になにもしていない	323	11.9%
無回答	20	0.7%

〈台風第19号が上陸した10月12日、雨が降り出してからのあなたの行動についてお尋ねします〉

問25. 台風第19号では様々な「気象警報」が発表されました。あなたが入手した「気象警報」を全て選んでください（いくつでも）

項目	人数	割合
暴風警報	1,548	56.8%
大雨警報	2,138	78.5%
大雨特別警報	1,719	63.1%
洪水警報	1,808	66.4%
土砂災害警戒情報	1,470	54.0%
気象警報が出たことは知らなかった	22	0.8%
覚えていない・分からない	197	7.2%
無回答	60	2.2%

問26. 問25でいずれかの「気象警報」を選んだ方は、「気象警報」をどこから入手していましたか（主な入手源を3つまで）

項目	人数	割合
テレビ	2,049	83.8%
ラジオ（自治体が貸与する防災ラジオは含まない）	283	11.6%
新聞	148	6.1%
スマートフォンのアプリ	724	29.6%
市町村が発信する防災メール（エリアメール）	1,241	50.8%
市町村が発信する防災メール（登録メール）	284	11.6%
戸別受信機（自治体が貸与する防災ラジオを含む）	1	0.0%
防災行政無線（屋外スピーカー）	34	1.4%
家族・友人・知人等	385	15.7%
消防団・自主防災組織・民生委員等	137	5.6%
インターネット	400	16.4%
SNS（Twitter, facebook, LINEなど）	109	4.5%
その他	20	0.8%
覚えていない・分からない	1	0.0%
無回答	115	4.7%

問27. 以下の「避難情報」のうち、あなたの住んでいる地域が対象となったものはどれですか（いくつでも）

項目	人数	割合
避難準備・高齢者等避難開始	1,428	52.4%
避難勧告	1,484	54.5%
避難指示（緊急）	1,252	46.0%
避難情報は出ていない	199	7.3%
覚えていない・分からない	449	16.5%
無回答	11	0.4%

問28. 問27でいずれかの避難情報を選んだ方は、「避難情報」をどこから入手して
 いましたか（主な入手源を3つまで）

項目	人数	割合
テレビ	1,332	64.5%
ラジオ（自治体が貸与する防災ラジオは含まない）	185	9.0%
新聞	47	2.3%
スマートフォンのアプリ	503	24.4%
市町村が発信する防災メール（エリアメール）	1,138	55.1%
市町村が発信する防災メール（登録メール）	244	11.8%
戸別受信機（自治体が貸与する防災ラジオを含む）	1	0.0%
防災行政無線（屋外スピーカー）	49	2.4%
家族・友人・知人等	302	14.6%
消防団・自主防災組織・民生委員等	230	11.1%
インターネット	236	11.4%
SNS（Twitter, facebook, LINEなど）	66	3.2%
その他	20	1.0%
覚えていない・分からない	4	0.2%
無回答	183	8.9%

問29. あなたはご自宅が被災する前に避難しましたか

項目	人数	割合
避難した	1,368	50.2%
避難しなかった	1,324	48.6%
無回答	32	1.2%

問30. 問29で「避難した」を選んだ方は、最終的にどこに避難しましたか

項目	人数	割合
避難場所	167	12.2%
避難所	79	5.8%
親戚・知人宅	428	31.3%
その他の建物	63	4.6%
自宅やマンションなどの上階	441	32.2%
その他	118	8.6%
無回答	72	5.3%

問31. 問29で「避難した」を選んだ方は、避難した理由について教えてください
(いくつでも)

項目	人数	割合
雨の降り方が激しく身の危険を感じたから	602	44.0%
河川の水位が上がっているのを見たから	354	25.9%
自宅の近くなどで急に水が上がってきたから	625	45.7%
同居の家族に避難しようと言われたから	199	14.5%
別居の家族に避難を勧められたから	224	16.4%
近所の人や消防団員などに避難を勧められたから	158	11.5%
テレビやインターネットなどで雨量や河川の水位などの情報を得たから	350	25.6%
近所の人や避難を始めたから	137	10.0%
避難準備・高齢者等避難開始が発令されたから	135	9.9%
避難勧告が発令されたから	183	13.4%
避難指示（緊急）が発令されたから	213	15.6%
大雨警報が発表されたから	164	12.0%
洪水警報が発表されたから	168	12.3%
大雨特別警報が発表されたから	184	13.5%
その他	174	12.7%
無回答	11	0.8%

問32. 避難する決め手となった理由について教えてください (2つまで)

項目	人数	割合
雨の降り方が激しく身の危険を感じたから	243	17.8%
河川の水位が上がっているのを見たから	147	10.7%
自宅の近くなどで急に水が上がってきたから	447	32.7%
同居の家族に避難しようと言われたから	98	7.2%
別居の家族に避難を勧められたから	141	10.3%
近所の人や消防団員などに避難を勧められたから	73	5.3%
テレビやインターネットなどで雨量や河川の水位などの情報を得たから	114	8.3%
近所の人や避難を始めたから	40	2.9%
避難準備・高齢者等避難開始が発令されたから	36	2.6%
避難勧告が発令されたから	43	3.1%
避難指示（緊急）が発令されたから	44	3.2%
大雨警報が発表されたから	24	1.8%
洪水警報が発表されたから	14	1.0%
大雨特別警報が発表されたから	41	3.0%
その他	173	12.6%
無回答	153	11.2%

問33. 問29で「避難した」を選んだ方は、避難を開始した大まかな時間を教えてください
 ください

項目		人数	割合
10月12日	14時頃まで	247	18.1%
	15時頃	53	3.9%
	16時頃	59	4.3%
	17時頃	70	5.1%
	18時頃	88	6.4%
	19時頃	116	8.5%
	20時頃	133	9.7%
	21時頃	124	9.1%
	22時頃	87	6.4%
	23時頃	60	4.4%
10月13日	0時頃	47	3.4%
	1時頃	56	4.1%
	2時頃	41	3.0%
	3時以降	38	2.8%
避難したが時間不明		13	1.0%
覚えていない・分からない		97	7.1%
無回答		39	2.9%

問34. 問29で「避難した」を選んだ方は、誰と避難しましたか

項目	人数	割合
1人で避難した	236	17.3%
家族など同居者	1,004	73.4%
近隣住民	63	4.6%
その他	96	7.0%
無回答	10	0.7%

問35. 問29で「避難した」を選んだ方は、避難先から最初に自宅などへ戻った
 大まかな時間を教えてください

項目		人数	割合
10月12日		65	4.6%
10月13日	0時～3時頃	54	3.9%
	4時～6時頃	244	17.8%
	7時～9時頃	270	19.7%
	10時～12時頃	183	13.4%
	13時～15時頃	116	8.5%
	16時～18時頃	60	4.4%
	19時～21時頃	10	0.7%
	22時～23時頃	4	0.3%
	時間不明	11	0.8%
10月14日		106	7.7%
10月15日以降		36	2.6%
戻れていない		72	5.3%
覚えていない・分からない		81	5.9%
無回答		56	4.1%

問36. 問35で「戻れていない」以外を選んだ方は、避難先から自宅などへ最初に
戻る決め手となった理由を教えてください（2つまで）

項目	人数	割合
自宅周辺の避難情報が解除されたから	61	4.9%
大雨特別警報が解除されたから	43	3.5%
大雨警報が解除されたから	34	2.7%
洪水警報が解除されたから	21	1.7%
雨がやんだから	263	21.2%
近くの河川の水位が下がったから	201	16.2%
他の避難者が自宅へ戻ったから	41	3.3%
家族と相談して決めた	79	6.4%
避難先での生活がきびしかったから	13	1.0%
自宅の状況が心配で見に帰りたかったから	289	23.3%
その他	162	13.1%
無回答	483	39.0%

問37. 問30で「自宅やマンションなどの上階」を選んだ方は、自宅やマンション
以外へ避難しなかった理由について教えてください（いくつでも）

項目	人数	割合
上階への避難で安全を確保できると考えていたため	276	62.6%
自宅が被害に遭うとは思わなかったから	193	43.8%
雨の降り方や川の水位からみて、自宅は安全だと判断したから	74	16.8%
テレビやインターネットの雨量や水位などの情報から、外に避難するより自宅の方が安全と判断したから	88	20.0%
近所の人は誰も自宅の外へ避難していなかったから	50	11.3%
夜だったから	193	43.8%
誰からも自宅以外へ避難することを勧められなかったから	25	5.7%
テレビなどで自宅の上階への避難で身の安全を確保することが伝えられていたから	85	19.3%
自宅以外へ避難する方がかえって危険だと思ったから	181	41.0%
自宅以外へ避難することを考えた時は、既に危険な状態になっていたから	193	43.8%
避難場所での滞在が不安だったから	30	6.8%
ペットを飼っていたから	54	12.2%
過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから	92	20.9%
避難勧告や避難指示（緊急）が発令されたことを知らなかったから	8	1.8%
大雨警報や大雨特別警報が発表されたことを知らなかったから	2	0.5%
自宅以外へ避難することは考えなかった	89	20.2%
その他	50	11.3%
無回答	19	4.3%

問38. 自宅やマンション以外へ避難しない決め手となった理由を教えてください
(2つまで)

項目	人数	割合
上階への避難で安全を確保できると考えていたため	129	29.3%
自宅が被害に遭うとは思わなかったから	64	14.5%
雨の降り方や川の水位からみて、自宅は安全だと判断したから	16	3.6%
テレビやインターネットの雨量や水位などの情報から、外に避難するより自宅の方が安全と判断したから	13	2.9%
近所の人誰も自宅の外へ避難していなかったから	3	0.7%
夜だったから	27	6.1%
誰からも自宅以外へ避難することを勧められなかったから	0	0.0%
テレビなどで自宅の上階への避難で身の安全を確保することが伝えられていたから	6	1.4%
自宅以外へ避難する方がかえって危険だと思ったから	46	10.4%
自宅以外へ避難することを考えた時は、既に危険な状態になっていたから	80	18.1%
避難場所での滞在が不安だったから	8	1.8%
ペットを飼っていたから	25	5.7%
過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから	13	2.9%
避難勧告や避難指示（緊急）が発令されたことを知らなかったから	1	0.2%
大雨警報や大雨特別警報が発表されたことを知らなかったから	0	0.0%
自宅以外へ避難することは考えなかった	19	4.3%
その他	50	11.3%
無回答	112	25.4%

問39. 問29で「避難しなかった」を選んだ方は、避難しなかった理由について
教えてください（いくつでも）

項目	人数	割合
自宅が被害に遭うとは思わなかったから	892	67.4%
雨の降り方や川の水位からみて自宅は安全だと判断したから	333	25.2%
テレビやインターネットの雨量や水位などの情報から安全だと判断したから	115	8.7%
近所の人誰も避難していなかったから	298	22.5%
夜だったから	432	32.6%
いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから（2階などには逃げなかった）	425	32.1%
誰からも避難を勧められなかったから	119	9.0%
避難する方がかえって危険だと思ったから	326	24.6%
避難を考えた時は、既に危険な状態になっていたから	378	28.5%
避難場所での滞在が不安だったから	90	6.8%
ペットを飼っていたから	140	10.6%
過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから	347	26.2%
避難勧告や避難指示（緊急）が発令されたことを知らなかったから	61	4.6%
大雨警報や大雨特別警報が発表されたことを知らなかったから	26	2.0%
避難することは考えなかった	246	18.6%
その他	170	12.8%
無回答	26	2.0%

問40. 避難しなかった決め手となった理由について教えてください（2つまで）

項目	人数	割合
自宅が被害に遭うとは思わなかったから	483	36.5%
雨の降り方や川の水位からみて自宅は安全だと判断したから	115	8.7%
テレビやインターネットの雨量や水位などの情報から安全だと判断したから	30	2.3%
近所の人誰も避難していなかったから	47	3.5%
夜だったから	79	6.0%
いざとなれば2階などに逃げればよいと思ったから（2階などには逃げなかった）	181	13.7%
誰からも避難を勧められなかったから	13	1.0%
避難する方がかえって危険だと思ったから	91	6.9%
避難を考えた時は、既に危険な状態になっていたから	149	11.3%
避難場所での滞在が不安だったから	21	1.6%
ペットを飼っていたから	56	4.2%
過去に経験した水害の範囲に収まると思ったから	84	6.3%
避難勧告や避難指示（緊急）が発令されたことを知らなかったから	13	1.0%
大雨警報や大雨特別警報が発表されたことを知らなかったから	3	0.2%
避難することは考えなかった	53	4.0%
その他	170	12.8%
無回答	271	20.5%

問41. 問29で「避難しなかった」を選んだ方は、周囲からの避難の呼びかけはありましたか（いくつでも）

項目	人数	割合
同居している家族・親戚から避難の呼びかけがあった	62	4.7%
別居している家族・親戚から避難の呼びかけがあった	152	11.5%
近所の人や友人・知人から避難の呼びかけがあった	142	10.7%
役場職員や消防団員等から避難の呼びかけがあった	158	11.9%
避難の呼びかけは特になかった	754	56.9%
その他	99	7.5%
無回答	71	5.4%

問42. 問29で「避難しなかった」を選んだ方は、どのようなきっかけがあれば、「避難した」と思いますか（いくつでも）

項目	人数	割合
もっと危機感のある避難情報の提供	686	51.8%
役所等の広報車の呼びかけ	479	36.2%
防災無線の呼びかけ	246	18.6%
同居家族からの呼びかけ	89	6.7%
同居以外の家族・親戚からの呼びかけ	98	7.4%
近所の人や友人・知人からの呼びかけ	238	18.0%
役場職員や消防団員等からの呼びかけ	494	37.3%
テレビなどからの切迫感のある呼びかけ	230	17.4%
その他	163	12.3%
避難はしない	103	7.8%
無回答	63	4.8%

〈台風第19号や10月25日の大雨による被害についてお尋ねします〉

問43. あなたの自宅について、浸水による被害はありましたか

項目	人数	割合
流出・全壊した	25	0.9%
床上浸水した（2階まで浸水）	11	0.4%
床上浸水した（1階まで浸水）	1,895	69.6%
床下浸水した	423	15.5%
敷地内は浸水した	32	1.2%
被害はなかった	137	5.0%
無回答	201	7.4%

問44. あなたの自宅について、土砂による被害はありましたか

項目	人数	割合
全壊	27	1.0%
半壊	806	29.6%
軽微な被害	452	16.6%
被害はなかった	1,195	43.9%
無回答	244	9.0%

問45. 台風第19号又は10月25日大雨の後、ご自宅の被害に対して役所から示された「罹災証明書の判定内容」をお答えください

項目	人数	割合
全壊	59	2.2%
大規模半壊	359	13.2%
半壊	1,486	54.6%
一部損壊	546	20.0%
被害なし	72	2.6%
役所から判定結果をもらっていない	28	1.0%
無回答	174	6.4%

問46. 今回の災害や今後の災害対策に関して、いわき市に対するご意見・ご要望がございましたら、ご自由にご記入ください（自由記載）

◆ 河川改修関係

- ・ 河道掘削や護岸の整備を実施してほしい
- ・ 川の中の木を伐採してほしい
- ・ 川の中のごみを撤去してほしい

◆ 河川以外のインフラ整備関係

- ・ 側溝を清掃してほしい
- ・ 排水ポンプ場を整備してほしい
- ・ 道路を改修してほしい
- ・ 平浄水場の浸水対策を実施してほしい

◆ 情報伝達関係

- ・ エリアメールには、具体的な地域名を掲載してほしい
- ・ 防災行政無線を設置してほしい

- ・ 広報車や消防車による呼びかけは、危機感を伝えられる一方、車のスピードが早すぎて内容がわからない
- ・ 高齢者などにも伝わる情報手段を検討してほしい
- ・ 消防サイレンは高齢者にも伝えることができる
- ・ エリアメールが多すぎることから、エリアを限定して情報発信してほしい
- ・ 防災メールが途中から全く来なくなったが、その後、被災した
- ・ 水位状況についても情報発信してほしい
- ・ ハザードマップを配布してほしい

◆避難所関係

- ・ 避難所を増設してほしい
- ・ 避難所に行くのに川を渡る必要がある
- ・ 避難所に行くまでの交通手段がない
- ・ 避難所の駐車場が一杯で入れなかった
- ・ 初動期から福祉避難所を開設してほしい
- ・ 浸水地区においても自宅から行ける避難所を開設してほしい
- ・ 避難所トイレを洋式化するなど改善してほしい
- ・ ペットについても検討してほしい
- ・ 平四小の校舎の活用について検討してほしい
- ・ 避難所の設備を充実してほしい
- ・ 避難所の受け入れ状況について情報発信してほしい

◆り災関係

- ・ り災の判定基準に不満である
- ・ り災証明書の発行が遅すぎる

◆生活再建支援関係

- ・ 支援金が少なすぎる
- ・ 手続きが複雑すぎる
- ・ 手続きに何度も行く必要がある

◆災害廃棄物関係

- ・ 災害廃棄物の片づけが大変だった
- ・ 災害廃棄物の撤去が遅すぎる

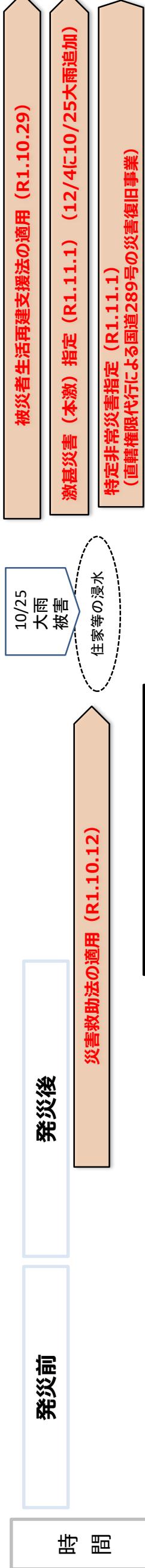
◆市の対応への不満

- ・ 市の対応が遅すぎる
- ・ 市職員の態度が悪い
- ・ 知識不足の職員が応対している
- ・ 被災者支援策などの情報がない

◆その他

- ・ 市職員、消防団員、ボランティアへの感謝

【資料2】市の生活支援等の対応状況



被災者生活再建支援法の適用 (R1.10.29)

激甚災害 (本激) 指定 (R1.11.1) (12/4に10/25大雨追加)

特定非常災害指定 (R1.11.1) (直轄権限代行による国道289号の災害復旧事業)

被災地区支援拠点の設置

現地対策事務所設置【平窪、赤井】

- 各種相談
- 物資等の提供 (土のう袋、軍手、マスク等)
- 各種申請窓口 (り災証明書、住宅の応急修理等)
- 高圧洗浄機
- 災害廃棄物運搬車両
- 住家床下乾燥用送風機等の貸出 など

避難所の開設・運営

準備 (前日予告)

開設・運営 (R1.10.12~R2.1.25 計106日間) (最大60箇所、3,018世帯、6,968人)

- ・パーティションの導入によるプライバシーへの配慮、段ボールベッド、入浴支援、2次避難の実施やストーブ、電気毛布等の寒さ対策の実施による健康管理・生活環境への配慮

救済/救助

人命救助 (222名の救出)

必要物資提供 (水・食料など)

状況把握・情報発信

情報収集 (気象、水位、被害状況等)

避難勧告・指示等発令 (10/11 注意喚起、10/12 午前10時に避難準備・高齢者等避難開始発令) (以降、エリアメール、消防署・消防団広報車等による広報を実施)

災害対応体制整備

- 水防本部設置 タイムライン等作成
- 災害対策本部の設置 災対本部会議室 (自衛隊、気象庁、県、県警、国土交通省、東北電力、NTTなど)
- ※地防計画、BCPに基づく体制整備

被災者の状況

避難 → 水・食糧・緊急避難場所確保

被災住宅の片づけ 一時避難住宅の確保

被災住宅の修繕/解体 生活再建準備

生活再建・生業再建

被害状況 (令和2年6月1日現在)

- 人的被害
 - 直接死 (溺死) : 8名、関連死 : 4名、多発性外傷 : 1名
- 家屋被害 (住家及び非住家)
 - 全壊 : 229棟
 - 大規模半壊 : 1,321棟
 - 半壊 : 4,957棟
 - 一部損壊 (準半壊) : 417棟
 - 一部損壊 (10%未満) : 2,114棟
- 浸水区域面積
 - 夏井川水系 : 約1,210ha
 - 鯨川水系 : 約65ha
- 河川決壊
 - 夏井川 : 8ヵ所、好間川 : 1ヵ所
 - 鯨川 : 1ヵ所
- 被害額
 - 392億6,267万円
 - ・土木施設関連 (被害額 : 46億6,839万円)
 - ・事業用施設 (農林水産施設 : 62億834万円) (中小企業等 : 約600事業所 200億4,873万円)

生活インフラ機能の回復

上下水道の機能復旧 (10/27復旧) (最大約45,400戸で断水、公園内水飲み場、仮設トイレ等の設置)

生活道路の機能復旧 (土砂等撤去等)

交通機能等の復旧 (買い物バス、カーシェア等)

臨時集積所からの撤去

戸別回収の実施 (災害廃棄物運搬車両貸出)

- 浸水家屋の床下消毒
- 家庭からのごみの搬出
- ボランティア受入
- り災証明書発行

インフラ等の本格復旧

(農業被害への支援)

農業施設・機械等の修繕・導入等の支援 制度資金 (農業関係) など

(中小企業等への支援)

市豪雨災害特別資金

市被災事業者事業継続奨励金

グループ補助金 など

生活再建に向けた支援

○市・県営住宅一時入居

○民間賃貸住宅借上げ

○住宅の応急修理制度

○損壊家屋等の解体撤去

○浄化槽の復旧等に係る補助

被災地区支援拠点の設置

被災救助費救助金

○災害弔慰金

○被災者生活再建支援制度

○災害援護資金貸付金

○市税・保険料等の軽減措置 (減免等)

○手続簡素化等 (被保険者証再発行等)

○入浴支援、健康管理 (面談、訪問診療)

暮らし

【資料3】市総合防災訓練の実施結果

1 市総合防災訓練について

令和元年東日本台風に係る災害対応及び検証委員会の中間取りまとめを踏まえた水害・土砂災害に係る総合防災訓練について、災害対策本部設置訓練や情報伝達訓練、新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練など、職員の災害対応能力の向上に特化した訓練を実施した。

2 実施日等について

令和2年7月4日(土)8時30分から11時50分まで

※ 7月3日(金)16時30分より災害対策本部準備会議を開催

3 参加人数 1,206名

4 訓練内容と目的について

(1) 災害対策本部設置訓練及び全庁的な初期対応訓練

① 訓練の内容

大規模災害発生時における指揮命令システムを迅速に確立し、応急対策を行うため、災害対策本部・地区本部を設置し、災害発生の初動対応について訓練を行った。

② 参加人数 169名

③ 参加者

災对本部長、副本部長、本部員、災対各部非常連絡員(統括主幹)、各地区本部、災对本部統括班、災対土木部河川班、災対保健福祉部、災対総合政策部等

(2) 情報伝達訓練 ※エリアメールや水防信号サイレン等、市民向けの情報伝達訓練は雨天により中止したことから、8月1日(土)に実施した。(参加人数1,319人)

水防信号サイレン吹鳴の中止を周知するため、消防車両による広報を実施。

○消防車両による広報参加人数 合計793名(常備消防40名、非常備消防753名)

(3) 避難所開設訓練

令和元年東日本台風の避難所開設・運営における課題や、新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえ、避難所担当職員の避難所運営能力の向上を図る観点から、避難所開設・運営訓練を実施した。

① 各地区本部における避難所開設訓練の実施会場

地区本部	実施場所	地区本部	実施場所
平	平第四小学校(垂直避難用)	小川	下小川集会場
小名浜	小名浜西小学校	好間	好間第四小学校
勿来	勿来第一小学校	三和	三和ふれあい館 屋内ゲートボール場
常磐	湯本第三中学校	川前	川前公民館
内郷	内郷第二中学校	田人	田人ふれあい館(公民館及び体育館)
四倉	四倉高校	久之浜・大久	久之浜第一小学校
遠野	上遠野小学校		

② 参加人数 244名

③ 参集範囲

地区本部避難所班のほか、第2・第3配備体制として避難所業務に従事する見込みの他部等職員(支援員)を参集した。

(4) 防災学習

新型コロナウイルス感染症などが危惧される中でも、地域の災害対応能力の向上を図るため、市民が自宅等で気軽に防災について学び考える機会として、動画による「いわき市防災講座」を配信した。

① 内容 「防災倉庫の紹介編」、「簡易トイレの使い方編」

② 実施方法 7月4日(土)8時30分に市公式YouTubeに掲載

【資料4】いわき市台風第19号における災害対応検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和元年台風第19号に係る災害により本市が甚大な被害を受けたことから、地域防災計画や業務継続計画等に基づく本市の災害対応業務が十分に機能したか把握するとともに、課題等を明らかにし、その結果を今後の防災対策に反映するため、いわき市災害対応検証委員会（以下「委員会」と言う。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために必要な事項について調査及び検討し、その結果を市長に報告することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、学識経験者、有識者等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和元年12月24日から令和3年3月31日までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が召集し、委員長が議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いわき市総合政策部危機管理課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月1日から実施する。

2 この要綱は、第2条に規定する報告をもって、その効力を失う。